

令和4年度

集 団 指 導 資 料

～ 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 ～

福岡県保健医療介護部介護保険課
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
久留米市健康福祉部介護保険課

令和4年度 集団指導資料

指定介護療養型医療施設

(目次)

1	介護療養型医療施設	P	1
2	介護療養型医療施設の介護報酬	P	31
3	介護医療院の手続等について	P	72
4	介護療養型医療施設から介護医療院等への転換に係る補助制度について	P	74
5	介護報酬改定に係るQ & A	P	75
6	医療保険と介護保険の給付調整	P	84

1 介護療養型医療施設

(1) 指定施設サービスについて〔旧介護保険法第8条第26項〕

療養病床等を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療行為を行うことを目的とする施設

以下〔〕内は「健康保険等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）」及び「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号）」の条番号

(2) 基本方針

○ 介護療養型医療施設〔第1条の2／第1〕

- 1 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療型医療施設は、介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

○ ユニット型介護療養型医療施設〔第38条／第1〕

- 1 入院患者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2、3、4は介護療養型医療施設の3、4、5と同じ内容

(3) 人員に関する基準〔第2条〕

(4) 設備に関する基準〔第3条・第39条〕

} 次のページのとおり

■介護療養型医療施設の人員基準・設備基準

●療養病床を有する病院

従業者の 員数	(1) 医師・薬剤師	必要数以上
	(2) 看護職員	療養病床に関する病棟の入院患者6人に1人以上（常勤換算方法）
	(3) 介護職員	療養病床に関する病棟の入院患者6人に1人以上（常勤換算方法）
	(4) 理学療法士・ 作業療法士	その施設の実情に応じた適当数
	(5) 栄養士又は管理栄養士	療養病床が100以上の介護療養型医療施設にあつては、1以上
	(6) 介護支援専門員	①常勤・専従で1人以上（介護保険専門部分の入院患者100人に1人を標準、増員分は非常勤可） ※入院患者の処遇に支障がない場合には、他の業務に従事できる
管理者	①管理する医師は、原則として同時に他の病院・診療所を管理することはできない。 ②同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理することはできない（同一敷地内などにより病院の管理上支障がない場合には、他の施設を管理することが可能）	
設備	(1) 療養病床に関する病室	① 1の病室の病床数：4床以下 ② 床面積：入院患者1人につき6.4㎡以上（内測法） ③ 廊下幅：1.8㎡以上（両側居室2.7㎡以上（内側法）
	(2) 機能訓練室	床面積40㎡以上（内測法）/必要な器機・器具
	(3) 談話室	療養病床の入院患者同士や家族と談話を楽しめる広さを有する
	(4) 食堂	療養病床の入院患者1人につき1㎡以上（内測法）
	(5) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
	(6) 消火設備など	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける

●療養病床を有する診療所

従業者の 員数	(1) 医師	1人以上（常勤換算方法）
	(2) 看護職員	療養病床に関する病棟の入院患者6人に1人以上（常勤換算方法）
	(3) 介護職員	療養病床に関する病棟の入院患者6人に1人以上（常勤換算方法）
	(4) 介護支援専門員	1人以上
	①管理する医師は、原則として同時に他の病院・診療所を管理することはできない。 ②同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理することはできない（同一敷地内などにより病院の管理上支障がない場合には、他の施設を管理することが可能）	
管理者	療養病床を有する病院と同じ	
設備	(1) 療養病床に関する病室	療養病床を有する病院と同じ
	(2) 機能訓練室	機能訓練を行うために十分の広さ/必要な器機・器具
	(3) 談話室、(4) 食堂、(5) 浴室、(6) 消火設備などは、療養病床を有する病院と同じ	

●老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

従業者の 員数	(1) 医師・薬剤師	必要数以上
	(2) 看護職員	① 医療法施行規則第43条の2に規定の適用する病院 療養病床に関する病棟の入院患者3人に1人以上（常勤換算方法） ② ①以外の適用する病院 療養病床に関する病棟の入院患者4人に1人以上（常勤換算方法）

	(3) 介護職員	療養病床に関する病棟の入院患者6人に1人以上(常勤換算方法)
	(4) 作業療法士	1人以上
	(5) 精神保健福祉士又はこれに準じる者	1人以上
	(6) 栄養士又は管理栄養士	療養病床が100以上の介護療養型医療施設にあつては、1以上
	(7) 介護支援専門員	①常勤・専従で1人以上(介護保険専門部分の入院患者100人に1人を標準、増員分は非常勤可) ※入院患者の処遇に支障がない場合には、他の業務に従事できる
管理者	療養病床を有する病院と同じ	
設備	(1) 療養病床に関する病室	療養病床を有する病院と同じ ※平成13年3月1日以前にある療養病床は、入院患者1人につき6.0㎡以上(内測法)
	(2) 療養病床に使用される部分	床面積;入院患者1人につき18㎡以上(事業の管理の事務に供される部分を除く。)
	(3) 生活機能回復訓練室	床面積60㎡以上(内測法)/必要な器機・器具
	(4) デイルーム及び面会室	デイルーム及び面会室の面積の合計:療養病床の入院患者1人につき2㎡以上の面積
	(5) 食堂	療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さ ※デイルームを食堂として使用可
	(6) 浴室、(7) 消火設備などは、療養病床を有する病院と同じ	

●療養病床を有する病院、診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(ユニット型)

従業者の員数	療養病床を有する病院、診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院と同じ	
管理者	療養病床を有する病院と同じ	
設備	(1) 療養病床に関する病室	①1の病室:定員1人。ただし、必要と認められる場合は2人とすることができる。 ②1ユニット:定員10人以下とし、15人を超えないものとする。 ③1の病室の床面積:110.65㎡以上。①ただし書の場合は21.3㎡以上。 ④ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ④廊下幅:1.8㎡以上(両側居室2.7m以上(内側法))
	(2) 共同生活室	①ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ②1つの共同生活室の床面積:2㎡/入院患者の定員以上 ③必要な設備及び備品を備えること
	(3) 洗面設備	①病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ②身体の不自由な者が使用するのに適したものにすること。
	(4) 便所	①病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ②ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものにすること。
	(5) 機能訓練室、・・・療養病床を有する病院、診療所と同じ	

	(6) 生活機能回復訓練施設・・・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院と同じ (7) 浴室、(8) 消火設備は、療養病床を有する病院、診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院と同じ
--	---

※入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

○「常勤換算方法」

当該介護療養型医療施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該施設の介護療養施設サービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該施設が（介護予防）通所リハビリテーションの指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護医療院サービスと指定（介護予防）通所リハビリテーションを兼務する場合、当該従業者の勤務延時間数には、介護療養施設サービスに係る勤務時間数だけを算入することとなるものであること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

○「勤務延時間数」

勤務表上、介護療養施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

○「常勤」

当該介護療養型医療施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、介護療養型医療施設、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が併設されている場合、介護療養型医療施設の管理者、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の管理者及び指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

○ 専ら従事する

原則として、サービス提供時間帯を通じて介護療養施設サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該施設における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

○「前年度の平均値」

① 基準省令第4条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり

翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

- ② 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。
- ③ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

(5) 運営に関する基準

1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について〔第6条第1項〕

基準省令第2条第5項は、介護療養施設サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

2 内容及び手続の説明及び同意〔第6条第2項〕

指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

〈実地指導における不適正事例〉

- ・ 重要事項の説明がない。
 - ・ 施設サービス提供の開始に際し、患者又はその家族に対し、サービスを選択する際に必要な重要事項について、説明を行っていない。
 - ・ 文書の内容が不十分である。
- 重要事項を説明する説明書等に必要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生の対応、苦情処理の体制等)が記載されていない。

3 提供拒否の禁止〔第6条の2〕

正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。

※ 身元保証人等の取扱いについて

介護療養型医療施設において、身元保証人等がいないと入院を認めない施設があるが、基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院希望者に身元保証人等がいなく、入院を拒否する正当な理由には該当しない。

身元保証人等がいなく、入院を拒否することや退所を求めるといった不適切な取扱いを行わないこと。

4 サービス提供困難時の対応〔第6条の3〕

患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

5 受給資格等の確認〔基準第7条〕

- 1 被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。
- 2 認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

6 要介護認定の申請に係る援助〔第8条〕

- 1 入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 要介護認定の更新申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

7 入退院〔第9条〕

- 1 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。
- 2 長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、サービスを受ける必要性が高い患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。
- 3 患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。
- 5 患者の退院に際しては、患者又はその家族に適切な指導を行うほか、居宅介護支援事業者、退院後の主治医、保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行う者と密接な連携に努めなければならない。

8 サービス提供の記録〔第10条〕

- 1 入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

〈実地指導における不適正事例〉

- ・ 提供した具体的なサービスの内容、日時、利用者の状況の記載がない。

9 利用料等の受領〔第12条第3項〕

- 施設が入院患者から徴収することができる費用について
 - ア 食事の提供に要する費用
 - イ 居住に要する費用
 - ウ 入院患者が選定する特別な病室の提供に伴う費用

エ 入院患者が選定する特別な食事の提供に伴う費用
※ 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等
(平成12年3月30日厚生省告示第123号)

オ 理美容代

カ 介護療養施設サービスとして提供される便宜で、日常生活において通常必要となるものに
係る費用であって、入院患者に負担させることが適当と認められるもの。

※ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成12年3月30日老企第54号)

※ アからエに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)

○ 上記の費用については、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を
記した文書を交付して説明を行い、文書による同意を得る必要がある。

10 保険給付の請求のための証明書の交付〔第13条〕

法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、
提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービ
ス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

11 指定介護療養施設サービスの取扱方針

○ 介護療養型医療施設〔第14条〕

- 1 施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の
心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。
- 2 サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わな
ければならない。
- 3 従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその
家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊
急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」
という。)を行ってはならない。
- 5 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(「テレビ電話装置その他の情報通信機
器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回
以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければな
らない。

○ ユニット型介護療養型医療施設〔第43条/第5〕

- 1 入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。
 - 2 各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
 - 3 入院患者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 4～9は介護療養型医療施設の1、3～7と同じ内容

～～～解釈通知～～～

- (1) 第5項に規定する記録の記載は、主治医が診療録に記載しなければならないものとする。
- (2) 第4項及び第5項は、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
なお、当該記録は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第6項第1号）

同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

指定介護療養型医療施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、
①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、

結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

- ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(4) 身体的拘束等の適正化のための指針（第6項第2号）

指定介護療養型医療施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(5) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第6項第3号）

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護療養型医療施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護療養型医療施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

~~~~~解釈通知~~~~~

〈実地指導における不適正事例〉

- ◇ 身体的拘束廃止に向けた具体的な取組み策が講じられていない。  
→身体的拘束廃止に向けて、組織的な対応、介護従業者に対する研修等を実施すること。
- ◇ 身体的拘束の必要性の検討がなされていない。  
※入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束が認められるが、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続を極めて慎重に実施しているケースに限られる。
  - ・ 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、施設の他職種が参加するカンファレンス等で判断が行われる必要があるが、体制が整えられていなかった。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合については、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除を行う必要があるが、その検討がなされていなかった。
- ◇ 身体的拘束を行う際の必要な手続がなされていない。
  - ・ 入院患者及びその家族に対し、身体的拘束の内容、目的、拘束の時間帯、期間等について十分な説明を行っていなかった。
  - ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の、身体的拘束に関する説明書・経過観察記録に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由が随時記録されていなかった。

## 1.2 施設サービス計画の作成〔第15条〕

### 計画担当介護支援専門員の業務等

- 施設サービス計画の作成に関する業務
- 入院患者の課題の把握（アセスメント）…入院患者及びその家族への面接
- 施設サービス計画の原案の作成
  - ・ サービス担当者会議の召集等により、他の担当者に専門的な見地から意見を求める。
  - ・ 入院患者、必要に応じて家族の文書での同意
- 施設サービス計画の入院患者への交付
- 実施状況の把握（モニタリング）
- 患者の心身等の状況の把握

- 1 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用による行われるものを含むものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければ（通信機器等の活用により行われるものも含む。）ならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院

患者に交付しなければならない。

- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ① 定期的に入院患者に面接すること。
  - ② 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - ① 入院患者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - ② 入院患者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

〈実地指導における不適正事例〉

- ・ 施設サービス計画の説明、交付が事前になされていない。
- ・ 計画担当介護支援専門員が施設サービス計画の原案の内容を、事前に入院患者又はその家族に対して説明し、入院患者に交付していない。

### 1.3 診療の方針〔第 16 条〕

- 1 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。
  - ① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
  - ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
  - ③ 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
  - ④ 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。
  - ⑤ 特殊な療養又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの（平成 12 年 3 月 30 日厚生労働告示第 124 号、最終改正：平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 78 号）のほか行ってはならない。
  - ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品（平成 12 年 3 月 30 日厚生労働告示第 125 号、最終改正：平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 78 号）以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 17 項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。
  - ⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### 1.4 機能訓練〔第17条〕

入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

#### 1.5 栄養管理〔第17条の2〕（令和6年3月31日までは努力義務）

介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

介護療養型医療施設の入院患者に対する栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入院患者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。

栄養管理について、以下の手順により行うこととする。

イ 入院患者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

ロ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録すること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。

ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）第4において示しているので、参考とされたい。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第8条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

#### 1.7 口腔衛生の管理〔第20条の3〕（令和6年3月31日までは努力義務）

介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

介護療養型医療施設の入院患者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入院患者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。

(1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入院患者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔

衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

イ 助言を行った歯科医師

ロ 歯科医師からの助言の要点

ハ 具体的方策

ニ 当該施設における実施目標

ホ 留意事項・特記事項

(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第9条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

## 1.8 看護及び医学的管理の下における介護

### ○ 介護療養型医療施設〔第18条〕

1 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

入浴の実施に当たっては、入院患者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施すること。

なお、入院患者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めること。

3 入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

排せつに係る介護に当たっては、入院患者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や入院患者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施すること。なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、入院患者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施すること。

5 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

「介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。

① 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。

② 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。

③ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。

④ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。

⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。

また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。

- 6 前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

○ ユニット型介護療養型医療施設〔第44条〕

- 1 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行くよう適切に支援しなければならない。
- 3 入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4～8は介護療養型医療施設の3～7と同じ内容

## 19 食事の提供

○ 介護療養型医療施設〔第19条〕

- 1 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- 2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

○ ユニット型介護療養型医療施設〔第45条〕

- 1 栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活で食事を摂ることを支援しなければならない。

## 20 その他サービスの提供〔第20条〕

- 1 適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うように努めるものとする。
- 2 常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

## 21 患者に関する市町村への通知〔第21条〕

サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- ① サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- ② 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めるとき。

③ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 2.2 管理者の管理〔第22条〕

- 1 管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第12条第2項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。
- 2 管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該施設の管理上支障がない場合には、この限りではない。

## 2.3 管理者の責務〔第23条〕

- 1 管理者は、当該従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 管理者は、従業者に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

## 2.4 計画担当介護支援専門員の責務〔第23条の2〕

計画担当介護支援専門員は、第15条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- ② 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- ③ 第32条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- ④ 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

## 2.5 運営規程〔第24条〕

指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準省令第4条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（基準省令第7条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。

- ③ 入院患者の定員
- ④ 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までは努力義務）
- ⑧ その他施設の運営に関する重要事項

「その他の施設の運営に関する重要事項」とは、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

## 2.6 勤務体制の確保等

### ○介護療養型医療施設〔第25条〕

- 1 入院患者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基本的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

介護療養型医療施設に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。介護療養型医療施設は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない。

- 4 介護療養型医療施設は、適切な介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当を超えたものにより従事者の就業環境がいがいされることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じなければならない。

同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事

業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入院患者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)）

○ユニット型介護療養型医療施設 [第48条]

1～4 介護療養型医療施設の1～4と同じ内容

5 前1の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤

務に従事する職員として配置すること。

③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

令和3年4月1日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合には、令和3年改正省令附則第6条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。

① 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置

ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。

② 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置

2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。

なお、基準省令第48条第2項第1号及び第2号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。

## 2.8 業務継続計画の策定等〔第25条の2〕（令和6年3月31日までは努力義務）

- 1 介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

i 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ii 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※ 訓練（シミュレーション）においては、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- 3 介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 29 定員の遵守〔第26条〕

入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 30 非常災害対策〔第27条／第4の21＋指定権者が定める条例〕

- 1 非常災害に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

※介護療養型医療施設の開設者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

### 【福岡県条例】（非常災害対策）

第5条 指定介護療養型医療施設は、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関への連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。  
※各指定都市・中核都市の条例も同趣旨の規定あり。

## 31 衛生管理等〔28条／第4の22〕

- 1 入院患者の使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。

- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ③ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延防止のために次の措置を講じなければならない。

- ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上、定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

＜感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会＞

当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、当該施設の管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入院患者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

- ② 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

＜感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針＞

当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

- ③ 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。

＜感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修＞

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。

＜感染症の予防及びまん延の防止のための訓練＞

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第11条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

- ④ 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

### 3.2 協力歯科医療機関〔第28条の2〕

あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない

### 3.3 掲示〔第29条〕

- 1 当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

介護療養型医療施設は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を介護療養型医療施設の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

① 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入院患者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

② 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

- 2 介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入院患者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護医療院内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

### 3.4 秘密保持等〔第30条／第4の23〕

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかななければならない。

〈実地指導における不適正事例〉

- ◇ 入院患者の秘密保持のために、必要な措置を講じていない。
  - ・ 業務上知り得た患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。また、サービス担当者会議等において、患者又はその家族の個人情報を扱う場合に、あらかじめ文書により同意を得ていない。

### 3.5 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止〔第31条／第4の24〕

- 1 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護費保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

### 3.6 苦情処理〔第32条／第4の25〕

- 1 提供したサービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 提供したサービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 提供したサービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

〈実地指導における不適正事例〉

◇ 苦情処理の体制が不十分である。

- ・ 苦情に対応するための必要な措置（相談窓口の設置、手続等）が講じられていない。

### 3.7 地域との連携等〔第33条／第4の26〕

- 1 その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 その運営に当たっては、提供したサービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

### 3.8 事故発生の防止及び発生時の対応〔第34条〕

- 1 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

〈事故発生の防止のための指針〉

指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとして介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

〈事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底〉

介護療養型医療施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- イ 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ハ ③の事故発生の防止のための委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。

- ニ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ヘ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

- ③ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

<事故発生の防止のための委員会>

介護療養型医療施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、当該施設の管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。

事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

<事故発生の防止のための職員に対する研修>

介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、介護療養型医療施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、介護療養型医療施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者

介護療養型医療施設における事故発生を防止するための体制として、①から④までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。

- 2 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 入院患者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか又は賠償資力を有することが望ましい。

### 39 虐待の防止〔第34条の2〕(令和6年3月31日までは努力義務)

介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 当該介護医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

- ② 当該介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

介護療養型医療施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入院患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ③ 当該介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該介護療養型医療施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護療養型医療施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

- ④ 前3号に掲げる措置を実施するための担当者を置くこと。

介護療養型医療施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。

#### 40 会計の区分〔第35条／第4の28〕

サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

#### 41 記録の整備〔第36条／第4の29〕

- 1 従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、各指定権者が定める基準に沿って、5年間又は2年間保存しなければならない。（詳細は、各指定権者が制定している条例を参照のこと。）
  - ① 施設サービス計画
  - ② 第10条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 第14条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - ④ 第21条に規定する市町村への通知に係る記録
  - ⑤ 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - ⑥ 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 42 電磁的記録等〔第51条〕

- 1 施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、設備及び運営基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、設備及び運営基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(6) 各種減算措置

① 定員超過利用・人員基準欠如の減算（平成12年厚生省告示第27号）

●定員超過利用の減算

月平均の入院患者数が運営規程に定められている入院患者の定員を超える場合は、全入院患者について、所定単位数が70%に減算（該当月の翌月から解消月まで）

●人員基準欠如の減算（病院のみ）

医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の不足した場合は、全入院患者について、所定単位数が70（90）%に減算

| 基準                                    |                              | 算定単位数                                                  | 減算適用月等(A100床未満の病院、Bその他の病院)                                      |       |
|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| ①必要数の看護職員及び介護職員を配置<br>②必要数の介護支援専門員を配置 | ①正看比率20%以上<br>②医師数が必要数の60%未満 | 療養型(Ⅲ)、認知症疾患型(Ⅰ)(Ⅳ)(Ⅴ)の90%<br>ユニット型療養型、ユニット型認知症疾患型の90% | A該当月の3月後から<br>B該当月の翌々月から                                        | 解消月まで |
|                                       | 正看比率20%未満                    |                                                        | ①1割を超えて減少<br>該当月の翌月から<br>②1割の範囲内で減少<br>A該当月の3月後から<br>B該当月の翌々月から |       |
| 必要数の看護職員及び介護職員を置いていない。                |                              | 看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数の70%                             | A該当月の3月後から<br>B該当月の翌々月から                                        |       |
| 必要数の介護支援専門員を置いていない。                   |                              |                                                        | A該当月の3月後から<br>B該当月の翌々月から                                        |       |

② ユニットにおける職員に係る減算（平成24年厚生労働省告示第97号）

ユニットでは、①日中はユニットごとに常勤1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること、及び②ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することが基準として定められています。

この基準に満たない状況がある月（暦月）に発生した場合は、その翌々月から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、全入院患者について、所定単位数が97%に減算されます。ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除きます。

③ 夜勤職員基準と基準未達の減算（平成12年厚生省告示第29号）

療養型介護療養施設サービス費については、夜勤を行う看護職員・介護職員の員数と夜勤時間が次のように定められています。また、別に看護職員等についての基準を満たす場合に夜間勤務等看護加算（Ⅰ）～（Ⅳ）が算定できます。これら5つの夜勤体制のいずれを採用するか、病棟単位で届け出ます。

●夜勤職員数の基準未満による減算

ある月（暦月）において、夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に満たない事態が、①2日以上連続して発生するか、あるいは②4日以上発生した場合に、その翌月のすべての介護保険適用部分の入院患者と短期入所サービスの利用者について、要介護度別の所定単位数が「25 単位／日」減算されます（発生した病棟を問わず、また、ユニット部分かユニット以外の部分かを問いません）。

夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。

また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとする。

なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとする。

●1日平均夜勤職員数・月平均夜勤時間数による減算等

夜勤職員基準に満たない次のいずれかに該当した月には、すべての入院患者・利用者について、要介護度別の所定単位数が「25 単位／日」減算されます。

- (1) 前月に1日平均夜勤職員数が基準員数から1割を超えて不足していたこと。
- (2) 1日平均夜勤職員数が基準員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間（暦月）継続していたこと。
- (3) 前月に月平均夜勤時間数が基準時間を1割以上上回っていたこと。
- (4) 月平均夜勤時間数の過去3月間（暦月）の平均が基準時間を超えていたこと。

夜間勤務等看護加算を算定する病院で、届出の職員数を満たせなくなった場合も同様の取扱いでず（届け出た加算を算定できません）。

●ユニット部分における夜勤職員の基準と減算

ユニット型のサービスを行う施設では、夜勤を行う看護職員又は介護職員が、2ユニットごとに1人以上配置することになっています。ある月（暦月）にこの基準に満たない事態が、

①2日以上連続して発生するか、あるいは、②4日以上発生した場合には、その翌月のすべての入院患者等（ユニット以外の部分の患者を含む。）について基本単位数が「25 単位／日」減算されます。

③ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の記録がなされない場合、全入院患者について、「10%/日減算」されます。

④ 療養環境減算（診療所は、設備基準減算）

全入院患者について、減算

廊下幅が基準を満たさない施設については、減算されます。

病院療養病床療養環境減算 「25 単位／日」減算

診療所療養病床設備基準減算 「60 単位／日」減算

⑤ 医療法施行規則第 49 条適用の病院の減算 「12 単位／日」減算

療養病床が病床数の過半数を占めている病院については、医療法施行規則第 49 条において医師数の特例が定められている。この特例を適用され、原則の医師数より下回っている病院については、「12 単位／日」減算しなければなりません。



例3(同一医療機関内で、医療保険適用病床と介護保険適用病床の転棟があった場合)

|    | 26日 |    | 27日 |    | 28日 |    | 29日 |    |    | 30日 |    | 31日 |    |    |    |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|
| (入 | ○   |    | ○   |    |     |    |     |    |    |     |    |     |    |    | ○  |
| 院  | 昼食  | 夕食 | 朝食  | 昼食 | 夕食  | 朝食 | 昼食  | 夕食 | 朝食 | 昼食  | 夕食 | 朝食  | 昼食 | 夕食 | 朝食 |
| 介  | 護   | 病  | 護   | 病  | 病   | 棟  | 医   | 療  | 医  | 療   | 医  | 療   | 医  | 療  | 医  |
| 護  | 病   | 病  | 病   | 病  | 病   | 病  | 病   | 病  | 病  | 病   | 病  | 病   | 病  | 病  | 病  |
| 病  | 床   | 床  | 床   | 床  | 床   | 床  | 床   | 床  | 床  | 床   | 床  | 床   | 床  | 床  | 床  |

この月の介護療養病床の入院日数は、3日

→したがって、補足給付該当者の補足給付も3日分である。

(医療保険適用病床の食費(入院時食事療養費等)は、食単位で7食分のみである。)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表

1 通則

(2) 入所等の日数の数え方について

- ① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。
- ② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。  
したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。
- ③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。
- ④ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

## 2 介護療養型医療施設の介護報酬

### 留意事項

(1) 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費、認知症患者型介護療養施設サービス費の対象となるサービスの範囲

- ① 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費については、医療保険の診療報酬点数表における入院基本料(入院診療計画、院内感染対策、褥瘡対策に係る費用分を除く。)、夜間勤務等看護加算及び療養病棟療養環境加算並びにおむつ代を含むものであること。
- ② 認知症患者型介護療養施設サービス費については、医療保険の診療報酬点数表における特定入院料(入院診療計画、院内感染対策、褥瘡対策に係る費用分を除く。)及びおむつ代を含むものであること。

(2) 診療録への記載

介護療養型医療施設の入院患者に係る診療録について、医療保険の診療録の様式を用いる場合にあっては、「保険者番号」の欄には介護保険者の番号を、「被保険者証・被保険者手帳」の「記号・番号」の欄には介護保険の被保険者証の番号を、「有効期限」の欄には要介護認定の有効期限を、「被保険者氏名」の欄には要介護状態区分をそれぞれ記載し、「資格取得」、「事業所」及び「保険者」の欄は空白とし、「備考欄」に医療保険に係る保険者番号等の情報を記載すること。緊急時等で医療保険に請求する医療行為等を行った場合には、当該医療行為等に係る記載部分に下線を引くか枠で囲む等により明確に分けられるようにすること。なお、介護療養型医療施設の入院患者の診療録については、医療保険適用病床の患者と見分けられるようにすること。

(3) 所定単位数の算定単位について

介護療養型医療施設においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、介護保険適用病床の看護職員等の配置によって1種類を選定し届け出ることとする。病棟によって、複数の届出を行うことはできない。なお、1病棟において介護保険適用病床と医療保険適用病床が混在する場合には、当該病棟すべてが介護保険適用病床とみなして、必要な人員を確保していることが必要である。ただし、療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。)、老人性認知症患者療養病棟が混在している場合には、それぞれの類型毎に1種類を選定して届け出ること。

(4) 「病棟」について

- ① 病棟の概念は、病院である医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとする。なお、高層建築等の場合であって、複数階(原則として2つの階)を1病棟として認めることは差し支えないが、3つ以上の階を1病棟とすることは、④の要件を満たしている場合に限り、特例として認められるものであること。
- ② 1病棟当たりの病床数については、効率的な看護管理、夜間における適正な看護の確保、当該病棟に係る建物等の構造の観点から、総合的に判断した上で決定されるものであり、原則として60床以下を標準とする。
- ③ ②の病床数の標準を上回っている場合については、2以上の病棟に分割した場合には、片方について1病棟として成り立たない、建物構造上の事情で標準を満たすことが困難である、近く建物の改築がなされることが確実である等、やむを得ない理由がある場合に限り、認められるものであること。
- ④ 複数階で1病棟を構成する場合についても前記②及び③と同様であるが、いわゆるサブナース・ステーションの設置や看護職員の配置を工夫すること。

(5) 100床未満の病院の人員基準欠如等による減算の特例について

① 医療法(昭和23年法律第205号)上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院においては、やむを得ない事情により配置されていた職員数が1割の範囲内で減少した場合の人員基準欠如による所定単位数の減算については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

イ 看護・介護職員の人員基準欠如については、

a 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

b 1割の範囲内で減少した場合には、その3月後から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

ロ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その3月後から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

② 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院において、届け出ている看護職員・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合のより低い所定単位数の適用(人員基準欠如の場合を除く。)については、①の例によるものとする。

(6) 看護職員の数の算定について

看護職員の数は、病棟において実際に入院患者の看護に当たっている看護職員の数であり、その算定にあたっては、看護部長等(専ら、病院全体の看護管理に従事する者をいう。)、当該医療機関附属の看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室勤務等の看護職員の数は算入しない。ただし、病棟勤務と外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、集中治療室勤務、褥瘡対策に係る専任の看護師等を兼務する場合は、勤務計画表による病棟勤務の時間を比例計算のうえ、看護職員の数に算入することができる。なお、兼務者の時間割比例計算による算入は、兼務者の病棟勤務延時間数を所定労働時間で除して得た数をもって看護職員の人員とすること。

(7) 夜勤体制による減算及び加算の特例について

療養型介護療養施設サービス費については、所定単位数及び夜間勤務等看護(I)から(IV)までを算定するための基準を夜勤職員基準において定めている(第7号ハにおいて準用する第二号ロ(3))ところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとすること。

① 夜勤を行う職員の勤務体制については、施設単位ではなく、病棟単位で職員数を届け出ること。

② 夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

③ 月平均夜勤時間数は、各病棟ごとに届出前1月又は4週間の夜勤時間帯における看護職員及び介護職員の延夜勤時間数を夜勤時間帯に従事した実人員で除して得た数とし、当該月当たりの平均夜勤時間数の直近1月又は直近4週間の実績の平均値によって判断する。なお、届出直後においては、当該病棟の直近3月間又は12週間の実績の平均値が要件を満たしていれば差し支えない。

- ④ 専ら夜間勤務時間帯に従事する者（以下「夜勤専従者」という。）については、それぞれの夜勤時間数は基準の概ね二倍以内であること。月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員及び延夜勤時間数には、夜勤専従者及び月当たりの夜勤時間数が 16 時間以下の者は除く。ただし、1 日平均夜勤職員数の算定においては、全ての夜勤従事者の夜勤時間数が含まれる。
- ⑤ 1 日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数が以下のいずれかに該当する月においては、入院患者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している病院において、届け出ている夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に扱うものとする。
  - イ 前月において 1 日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から 1 割を超えて不足していたこと。
  - ロ 1 日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から 1 割の範囲内で不足している状況が過去 3 月間(暦月)継続していたこと。
  - ハ 前月において月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の基準時間を 1 割以上上回っていたこと。
  - ニ 月平均夜勤時間数の過去 3 月間(暦月)の平均が、夜勤職員基準上の基準時間を超えていたこと。
- ⑥ 夜勤体制による減算が適用された場合は夜勤体制による加算は算定しないものとする。
- ⑦ 当該施設ユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対して行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われること。

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、通所介護費等の算定方法第 14 号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。

- ① 介護療養施設サービスを行う病棟における看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、
  - イ 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費については、療養型介護療養施設サービス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費の(Ⅱ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。
  - ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費については、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。
- ② 介護支援専門員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。
- ③ 介護支援専門員及び介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合（以下「正看比率」という。）が 2 割未満である場合は、
  - イ 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型

介護療養施設サービス費又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費については、療養型介護療養施設サービス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費の(Ⅱ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費については、所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

- ④ 僻地に所在する病院であって、介護支援専門員及び介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たし、正看比率も 2 割以上であるが、医師の員数が指定介護療養型医療施設基準に定める員数の 6 割未満であるもの(医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。)においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から 12 単位を控除して得た単位数が算定される。
- ⑤ 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出していない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が指定介護療養型医療施設基準に定める員数の 6 割未満であるもの(正看比率は問わない)においては、療養型介護療養施設サービス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費の(Ⅱ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。
- ⑥ なお、医師の配置について、人員基準欠如による所定単位数の減算が適用される場合は、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用される病院に係る減算は適用されない。

(9) 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合の減算について

- ① 施設基準第 65 の 2 号(1)の基準における入院患者等(当該指定介護療養型医療施設である療養病床を有する病院の入院患者及び当該療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下同じ。)の割合については、以下の式により計算すること。

イ (i) に掲げる数を(ii) に掲げる数で除して算出すること。

(i) 当該施設における直近 3 月間の入院患者等ごとの喀痰吸引を必要とする入院患者等述べ日数又は経管栄養を必要とする入院患者等延日数

(ii) 当該施設における直近 3 月間の入院患者等延日数

ロ イにおいて、「喀痰吸引を必要とする入院患者等」については、過去 1 年間に喀痰吸引が実施されていた者(入院期間が 1 年以上である入院患者にあつては、当該入院期間中(入院時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成 27 年度から令和 2 年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成 26 年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成 27 年度から令和 2 年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。また、「経管栄養を必要とする入院患者等」とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。ただし、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者(入院期間が

1年以上である入院患者にあつては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定している者又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）は、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。

ハ イにおいて、同一の者について、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含める。

② 施設基準第65の2(1)の基準を満たさない場合は、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定され、退院時指導等加算、低栄養リスク改善加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算、在宅復帰支援機能加算、特定診療費及び排せつ支援加算は適用されない。

(10) 所定単位数を算定するための施設基準について

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（施設基準第62号において準用する施設基準第14号ニからへまで）

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

a ユニット型でない場合

(a) 1の病室の病床数が4床以下であること。

(b) 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

(c) 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。ただし、療養型経過型介護療養施設サービス費を算定する介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、1.2メートル(両側に居室がある廊下については、1.6メートル)以上とする。

b ユニット型の場合

(a) 1の病院の定員は、1人とする。ただし、入院患者への介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(b) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。

(c) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(d) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ニ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。

ホ 入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び浴室を有すること（ユニット型個室及びユニット型個室的多床室を除く。）。

② 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ii)、(iii)、(v)若しくは(vi)、(Ⅱ)(ii)若しくは(iv)又はユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定するための基準について

**留意事項** 病院又は診療所における短期入所療養介護 ② を準用する。

この場合において、「当該基準を満たす利用者については、給付費請求明細書の摘要欄に、ハ又はニに示すいずれの状態に適合するものであるかについて、記載要領に示す記号を用いてその状態を記入すること。」とあるのは、「当該基準を満たす患者については、給付費請求明細書の摘要欄に、ハ又はニに示すいずれの状態に適合するものであるかについて、記載要領に示す記号を用いてその状態を記入すること。また、すべての患者（短期入所療養介護の利用者を除く。）について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（D P C）コードの上6桁を用いて記載すること。」と読み替えるものとする。

③ 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第62号において準用する施設基準第14号チ及びリ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

a ユニット型でない場合

(a) 1の病室の病床数が4床以下であること。

(b) 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

(c) 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。

b ユニット型の場合

(a) 1の病院の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

(b) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。ただし、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。

(c) 1の病室の床面積等、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(d) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 入院患者1人につき、1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び浴室を有すること（ユニット型個室、ユニット型個室的多床室を除く。）。

④ 診療所型介護療養施設サービス費（Ⅰ）(ii)、(iii)、(v)、若しくは(vi)又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）若しくは(Ⅲ)又は経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）若しくは(Ⅲ)を算定するための基準について

②を準用する。この場合において、②へ中「経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施」とあるのは「経鼻経管、胃ろう若しくは腸ろう又は中心静脈栄養による栄養の実施」と、同チ中「同号iからiiiまでのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合」とあるのは「同号iからiiiまでのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合と、19を当該併設型小規模介護医療院におけるⅠ型療養床数で除した数で除した数との積」と読み替えるものとする。

この場合において、「当該基準を満たす利用者については、給付費請求明細書の摘要欄に、ハ又はニに示すいずれの状態に適合するものであるかについて、記載要領に示す記号を用いてその状態を記入すること。」とあるのは、「当該基準を満たす患者については、給付費請求明細書の摘要欄に、ハ又はニに示すいずれの状態に適合するものであるかについて、記載要領に示す記号を用いてその状態を記入すること。また、すべての患者（短期入所療養介護の利用者を除く。）について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（D P C）コー

ドの上6桁を用いて記載すること。」と読み替えるものとする。

- ⑤ 認知症疾患型介護療養施設サービス費、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（施設基準第 62 号において準用する施設基準 14 号ルからワまで）

イ 看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師であること

ロ 医師及び介護支援専門員の員数がいわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟の病室が次の基準を満たすこと。

a 1 の病室の病床数が 4 床以下であること。

b 入院患者 1 人当たりの病室の床面積が 6.4 平方メートル以上であること。

c 隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル（両側に居室がある廊下については、2.7 メートル）以上であること。ただし、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定する介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、1.2 メートル（両側に居室がある廊下については、1.6 メートル）以上とする。

(11) 介護療養施設サービス費を算定するための基準について

- ① 介護療養施設サービス費は、施設基準第 66 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

イ 施設基準第 66 号イに規定する介護療養施設サービス費

介護療養施設サービスが、ユニットに属さない居室（定員が 1 人のものに限る。）（「従来型個室」という。）の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 施設基準第 66 号ロに規定する介護療養施設サービス費

介護療養施設サービスが、ユニットに属さない居室（定員が 2 人以上のものに限る。）（「多床室」という。）の入院患者に対して行われるものであること。

ハ 施設基準第 66 号ハに規定する介護療養施設サービス費

介護療養施設サービスが、ユニットに属する居室（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 39 条第二項第 1 号イ（3）、第 42 条第 2 項第 1 号イ（3）又は第 41 条第 2 項第 1 号イ（3）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の入院患者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第 66 号ニに規定する介護療養施設サービス費

介護療養施設サービスが、ユニットに属する居室（令和 3 年改正省令による改正前の指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ（3）（ii）、第 40 条第 2 項第 1 号イ（3）（ii）又は第 41 条第 2 項第 1 号イ（3）（ii）を満たすものに限るものとし、指定介護療養型医療施設基準介護老人保健施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ（3）、第 40 条第 2 項第 1 号イ（3）又は第 41 条第 2 項第 1 号イ（3）（指定居宅サービス基準改正省令附則第 7 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）（「ユニット型個室的多床室」という。）の入院患者に対して行われるものであること。

- ② ユニットに属する病室であって、各類型の介護療養施設サービス費の注 1 による届出がなされているものについては、ユニット型介護療養施設サービス費を算定するものとする。

(12) ユニットにおける職員に係る減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準を満たさない場合の減算について

は、ある月(暦月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

## イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

| (1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)      |         |         |         |             |         |         |         |
|---------------------------------|---------|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|
|                                 |         | i       | ii      | iii         | iv      | v       | vi      |
| (一) (I)<br>看護6:1<br>介護4:1       | 要介護1    | 593単位   | 618単位   | 609単位       | 686単位   | 717単位   | 705単位   |
|                                 | 要介護2    | 685単位   | 716単位   | 704単位       | 781単位   | 815単位   | 803単位   |
|                                 | 要介護3    | 889単位   | 927単位   | 914単位       | 982単位   | 1,026単位 | 1,010単位 |
|                                 | 要介護4    | 974単位   | 1,017単位 | 1,001単位     | 1,070単位 | 1,117単位 | 1,099単位 |
|                                 | 要介護5    | 1,052単位 | 1,099単位 | 1,082単位     | 1,146単位 | 1,198単位 | 1,180単位 |
| (二) (II)<br>看護6:1<br>介護5:1      | 要介護1    | 542単位   | 557単位   | 638単位       | 654単位   |         |         |
|                                 | 要介護2    | 636単位   | 652単位   | 731単位       | 749単位   |         |         |
|                                 | 要介護3    | 774単位   | 793単位   | 869単位       | 891単位   |         |         |
|                                 | 要介護4    | 907単位   | 929単位   | 1,001単位     | 1,026単位 |         |         |
|                                 | 要介護5    | 943単位   | 966単位   | 1,037単位     | 1,062単位 |         |         |
| (三) (III)<br>看護6:1<br>介護6:1     | 要介護1    | 522単位   | 619単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護2    | 619単位   | 714単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護3    | 748単位   | 845単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護4    | 884単位   | 980単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護5    | 919単位   | 1,015単位 |             |         |         |         |
| (2) 療養型経過型介護サービス費 (1日につき)       |         |         |         |             |         |         |         |
|                                 |         | i       | ii      |             |         |         |         |
| (一) (I)<br>看護6:1<br>介護4:1       | 要介護1    | 601単位   | 695単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護2    | 694単位   | 792単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護3    | 825単位   | 920単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護4    | 903単位   | 999単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護5    | 981単位   | 1,078単位 |             |         |         |         |
| (二) (II)<br>看護8:1<br>介護4:1      | 要介護1    | 601単位   | 695単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護2    | 694単位   | 792単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護3    | 789単位   | 884単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護4    | 868単位   | 962単位   |             |         |         |         |
|                                 | 要介護5    | 945単位   | 1,042単位 |             |         |         |         |
| (3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき) |         |         |         |             |         |         |         |
| ユニット型療養型                        |         |         |         | 経過的ユニット型療養型 |         |         |         |
|                                 | I       | II      | III     | I           | II      | III     |         |
| 要介護1                            | 706単位   | 732単位   | 723単位   | 706単位       | 732単位   | 723単位   |         |
| 要介護2                            | 801単位   | 830単位   | 819単位   | 801単位       | 830単位   | 819単位   |         |
| 要介護3                            | 1,002単位 | 1,042単位 | 1,028単位 | 1,002単位     | 1,042単位 | 1,028単位 |         |
| 要介護4                            | 1,090単位 | 1,132単位 | 1,117単位 | 1,090単位     | 1,132単位 | 1,117単位 |         |

|                                  |          |          |          |          |          |          |
|----------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要介護5                             | 1, 166単位 | 1, 213単位 | 1, 197単位 | 1, 166単位 | 1, 213単位 | 1, 197単位 |
| (4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日つき) |          |          |          |          |          |          |
|                                  | ユニット型療養型 |          | 経過的ユニット型 |          |          |          |
| 要介護1                             | 706単位    |          | 706単位    |          |          |          |
| 要介護2                             | 801単位    |          | 801単位    |          |          |          |
| 要介護3                             | 924単位    |          | 924単位    |          |          |          |
| 要介護4                             | 1, 000単位 |          | 1, 000単位 |          |          |          |
| 要介護5                             | 1, 079単位 |          | 1, 079単位 |          |          |          |

#### 所定単位数を算定するための施設基準について

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービス(同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

#### 一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たさない場合の減算について

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準【※1】を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、退院時指導等加算、低栄養リスク改善加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理加算、在宅復帰支援機能加算、特定診療費、排せつ支援加算及び安全対策体制加算は算定しない。

【※1】別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定介護療養施設サービスにおける入院患者等の数に関する施設基準

(1)療養病床を有する病院における介護療養施設サービスにおける入院患者等の数に関する施設基準

算定日が属する月の前3月間における入院患者等(当該指定介護療養型医療施設である療養病床を有する病院の入院患者及び当該療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。)のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。

(2)療養病床を有する診療所における介護療養施設サービスにおける入院患者等の数に関する施設基準

算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合に、19を当該診療所における介護療養施設サービスの用に供する療養病床の数で除した数との積が100分の15以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、19を当該診療所における介護療養施設サービスの用に供する療養病床の数で除した数との積が100分の20以上であること。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービスにおける入院患者等の数に関する施設基準

算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の25以上であること。

#### ユニットにおける職員に係る減算について

注3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

病院療養病床療養環境減算は、指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用されること。(施設基準第65号において準用する施設基準第21号)

※ 療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

※ ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者〔入院患者〕全員について、所定単位数が減算されることとする(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

#### 身体拘束廃止未実施減算について

注4 別に厚生労働大臣が定める基準【※2】を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【※2】別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護療養施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第14条第5項及び第6項又は第43条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項の記録(同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

### 療養環境減算の適用について

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設について、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を減算する。

#### ① 病院療養病床療養環境減算の基準

病院療養病床療養環境減算は、指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用されること。(施設基準第65号において準用する施設基準第21号)

#### ② 診療所療養病床設備基準減算の基準

診療所療養病床設備基準減算は、指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群又は平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあつては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満であること。(施設基準第66号において準用する施設基準第22号)

#### ③ 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合

特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合(ユニット型個室・二人室、ユニット型準個室・二人室、ユニット型個室・ユニット型準個室以外の個室、二人室を除く。)にあつては、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)又は診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)を適用するものとする。

#### ④ 病棟ごとの適用の原則

療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

### 医師の配置に関する減算について

注6 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

### 移行計画未提出減算

注7 令和6年4月1日までの介護医療院等へ移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

① 移行計画未提出減算は、別紙様式10により、令和6年4月1日までの移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合、当該半期経過後6月の期間、減算することとしたもの。

例えば、令和3年9月30日までに届け出ていない場合、令和3年10月1日から令和4年3月30日までの期間、減算となり、その後、令和3年11月1日に届け出た場合は、令和4年4月1日から同年9月30日までは減算されない。

② 別紙様式10の4移行計画について、令和4年4月1日以降は、「令和4年4月1日の予定病床数」の列を、令和5年4月1日以降は、「令和5年4月1日の予定病床数」の列を削除して使用すること。

③ 計画については、あくまでも届出時点の意向を示すものであり、届け出た移行先以外への移行等を否定するものではないことに留意すること。

介護療養型医療施設の移行に係る届出

|        |  |
|--------|--|
| 1 事業所名 |  |
| 2 所在地  |  |

3 許可病床数

| 一般病床 | 療養病床 | (うち)<br>介護療養<br>病床 | 精神病床 | 感染症病床 | 結核病床 | 全体 |
|------|------|--------------------|------|-------|------|----|
| 床    | 床    | 床                  | 床    | 床     | 床    | 床  |

4 移行計画

|       |                      | 現在の介<br>護療養型<br>医療施設<br>に係る届<br>出病床数 | 令和4年4月<br>1日の予定病<br>床数 | 令和5年4月<br>1日の予定病<br>床数 | 令和6年4月<br>1日の予定病<br>床数 |
|-------|----------------------|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 介護保険  | 介護療養病床               | 床                                    | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | 老人性認知症疾患療養病棟         | 床                                    | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | 介護医療院                |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | 介護老人保健施設             |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | 介護老人福祉施設<br>その他の介護施設 |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
| 医療保険  | 医療療養病床               |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | 一般病床                 |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | 精神病床                 |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
|       | その他の病床               |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
| 病床廃止  |                      |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
| 未定    |                      |                                      | 床                      | 床                      | 床                      |
| 合計病床数 |                      | 床                                    | 床                      | 床                      | 床                      |

5 補助金の使用予定

|                |      |      |      |
|----------------|------|------|------|
| 地域医療介護総合確保基金   | 1 あり | 2 なし | 3 未定 |
| 病床転換助成事業       | 1 あり | 2 なし | 3 未定 |
| その他使用予定補助金 ( ) |      |      |      |

安全管理体制未実施減算について

注8 別に厚生労働大臣が定める基準【※3】を満たさない場合は、1日つき5単位を所定単位数から減算する。

【※3】別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。

介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準に適合していること。

安全管理体制未実施減算については、介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入院患者全員について、所定単位数から減算することとする。

### 栄養管理に係る減算について（経過措置・令和6年3月31日までは適用しない）

注9 別に厚生労働大臣が定める基準【※4】を満たさない場合は、1日つき14単位を所定単位数から減算する。

【※4】別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。

次に掲げる基準にいずれにも適合すること。

- ① 介護療養型医療施設基準第2条又は附則第19条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること。
- ② 介護療養型医療施設基準第17条の2（第50条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。

栄養管理の基準を満たさない場合の減算については、以下に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入院患者全員について、所定単位数が減算されることとする（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

- イ 指定介護療養型医療施設基準第2条又は指定介護療養型医療施設基準附則第19条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること。
- ロ 指定介護療養型医療施設基準第17条の2（指定介護療養型医療施設基準第50条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。

### 夜勤体制による減算及び加算の特例について

注10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護（Ⅰ） 23 単位
- ロ 夜間勤務等看護（Ⅱ） 14 単位
- ハ 夜間勤務等看護（Ⅲ） 14 単位
- ニ 夜間勤務等看護（Ⅳ） 7 単位

### 若年性認知症患者受入加算について

注11 別に厚生労働大臣が定める基準【※5】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

【※5】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

受け入れた若年性認知症入所者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

### 入院患者が外泊したときの費用の算定について

注12 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

① 外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して七泊の外泊を行う場合は、6日と計算されること。

(例) 入院又は外泊期間：3月1日～3月8日(8日間)

3月1日 外泊の開始……………所定単位数を算定

3月2日～3月7日(6日間)……………1日につき362単位を算定可

3月8日 入院又は外泊の終了……………所定単位数を算定

② 入所者の外泊の期間中にそのまま退所した場合は、退所した日の外泊時の費用は算定できる。また、入所者の外泊の期間中にそのまま併設医療機関に入院した場合には、入院日以降については外泊時の費用は算定できない。

③ 入所者の外泊の期間中で、かつ、外泊時の費用の算定期間中にある場合は、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該入所者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であること。ただし、この場合に、外泊時の費用は算定できないこと。

④ 外泊時の取扱い

イ 外泊時の費用の算定にあたって、1回の外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12分)まで外泊時の費用の算定が可能であること。

(例) 月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

1月25日入院……………所定単位数を算定

1月26日～1月31日(6日間)……………1日につき362単位を算定可

2月1日～2月6日(6日間)……………1日につき362単位を算定可

2月7日～3月7日……………費用算定不可

3月8日退院……………所定単位数を算定

ロ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。

ハ 外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス費は算定されないものであること。

#### 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について

注13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

① 試行的退所サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護・介護職員、介護支援専門員等により、退所して、その居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討すること。

② 当該入院患者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。

③ 試行的退所サービスによる居宅サービスの提供に当たっては、介護療養型医療施設の介護支援専門員が、試行的退所サービスに係る居宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成すること。

④ 家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいこと。

イ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導

ロ 当該入所患者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起

座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導

ハ 家屋の改善の指導

ニ 当該入所患者の介助方法の指導

- ⑤ 試行的退所サービス費の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象とならないこと。
- ⑥ 加算の算定期間は、1月につき6日以内とする。また、算定方法は、注12の①②を準用する。一回の試行的退所サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは6日以内とする。
- ⑦ 利用者の試行的退院期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。この場合において試行的退院サービス費を併せて算定することは可能であること。
- ⑧ 試行的退所期間が終了してもその居宅に退所できない場合においては、介護療養型医療施設で療養を続けることとなるが、居宅において療養が続けられない理由等を分析した上でその問題解決に向けたリハビリ等を行うため、施設サービス計画の変更を行うとともに適切な支援を行うこと。

#### 入院患者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について

注14 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

- ① 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他医療機関へ転医又は対診を求めることを原則とする。
- ② 介護療養型施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養型施設サービス費に含まれる診療を他医療機関で行った場合には、当該他医療機関は当該費用を算定できない。
- ③ ②にかかわらず、介護療養型施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合（当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。）であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合（当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他医療機関（特別の関係にあるものを除く。）において、別途定める診療行為が行われた場合に限る。）は、当該他医療機関において診療が行われた日に係る介護療養型施設サービス費は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定するものとする。
- 当該所定単位数を算定した日においては、特別診療費に限り別途算定できる。
- ④ 他医療機関において③の規定により費用を算定することのできる診療が行われた場合には、当該患者が入所している介護療養型医療施設において、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報（当該介護療養型医療施設での介護療養型施設サービス費及び必要な診療科を含む。）を文書により提供する（これらに要する費用は患者の入院している介護医療院が負担する。）とともに、診療録にその写しを添付する。
- ⑤ ③にいう「特別の関係」とは、次に掲げる関係をいう。
- ア 当該医療機関と当該他の医療機関の関係が以下のいずれかに該当する場合に、当該医療機関と当該他の医療機関は特別の関係にあると認められる。
- （イ）当該医療機関の開設者が、当該他の医療機関の開設者と同一の場合
- （ロ）当該医療機関の代表者が、当該他の医療機関の代表者と同一の場合
- （ハ）当該医療機関の代表者が、当該他の医療機関の代表者の親族等の場合
- （ニ）当該医療機関の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の医療機関の役員等の

親族等の占める割合が10分の3を超える場合

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該医療機関が、当該他の医療機関の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。)

イ 「医療機関」とは、病院又は診療所をいう。

ウ 「親族等」とは、親族関係を有する者及び以下に掲げる者をいう。

(イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

注15 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(II)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(iii)若しくは(iv)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

注16 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(II)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(iii)若しくは(iv)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

#### (5) 初期加算 30単位

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

#### (6) 退院時指導等加算

##### ① 退院時等指導加算

- a 退院前訪問指導加算 460単位
- b 退院後訪問指導加算 460単位
- c 退院時指導加算 400単位
- d 退院時情報提供加算 500単位
- e 退院前連携加算 500単位

##### ② 訪問看護指示加算 300単位

注1 ①のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患

者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回)を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

注2 ①のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

注3 ①のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

注4 ①のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

注5 ①のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

注6 ②については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

① 退院前訪問指導加算・退院後訪問指導加算

イ 退院前訪問指導加算については、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って、在宅療養に向けた最終調整を目的として入院患者が退所後生活する居宅を訪問して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回に限り算定するものである。

なお、介護療養型医療施設においては、入院後早期に退所に向けた訪問指導の必要があると認められる場合については、2回の訪問指導について加算が行われるものであること。この場合にあっては、1回目の訪問指導は退院を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療の方針の決定に当たって行われるものであり、2回目の訪問指導は在宅療養に向けた最終調整を目的として行われるものであること。

ロ 退院後訪問指導加算については、入院患者の退院後30日以内に入院患者の居宅を訪問して療養上の指導を行った場合に、1回に限り加算を行うものである。

ハ 退院前訪問指導加算は退院日に算定し、退院後訪問指導加算は訪問日に算定すること。

- ニ 退院前訪問指導加算及び退院後訪問指導加算は、次の場合には算定できないものであること。
  - a 退院して病院又は診療所へ入院する場合
  - b 退院して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
  - c 死亡退院の場合
- ホ 退院前訪問指導及び退院後訪問指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。
- ヘ 退院前訪問指導及び退院後訪問指導は、入院患者及びその家族等のいずれにも行うこと。
- ト 退院前訪問指導及び退院後訪問指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。
- ② 退院時指導加算
  - イ 退院時指導の内容は、次のようなものであること。
    - a 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
    - b 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
    - c 家屋の改善の指導
    - d 退院する者の介助方法の指導
  - ロ ①のニからトまでは、退院時指導加算について準用する。
- ③ 退院時情報提供加算
  - イ 退院後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、別紙様式2の文書に必要な事項を記載の上、入院患者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入院患者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。
  - ロ ①退院時訪問指導加算・退院時訪問指導加算のニを準用する。
- ④ 退院前連携加算
  - イ 退院前連携加算については、入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者1人につき1回に限り退所日に加算を行うものであること。
  - ロ 退院前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。
  - ハ ①退院時訪問指導加算・退院時訪問指導加算のニ及びホを準用する。
- ⑤ 訪問看護指示加算
  - イ 介護療養型医療施設から交付される訪問看護指示書に指示期間の記載がない場合は、その指示期間は1月であるものとみなすこと。
  - ロ 訪問看護指示書は、診療に基づき速やかに作成・交付すること。
  - ハ 訪問看護指示書は、特に退所する者の求めに応じて、退所する者又はその家族等を介して訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所に交付しても差し支えないこと。
  - ニ 交付した訪問看護指示書の写しを診療録等に添付すること。
  - ホ 訪問看護の指示を行った介護療養型医療施設は、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所からの訪問看護の対象者についての相談等に懇切丁寧に応じること。

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準【※6】に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看

護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、P43の栄養管理に係る減算、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

【※6】別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準

通所介護費等算定方法第14号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

注2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

低栄養リスク改善加算については、次に掲げる①から⑤までのとおり、実施するものとする。なお、当該加算における低栄養状態のリスク評価は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4に基づき行うこと。

① 原則として、施設入所時に行った栄養スクリーニングにより、低栄養状態の高リスク者に該当する者であって、低栄養状態の改善等のための栄養管理が必要であるとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入院患者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る（以下同じ。）。

② 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること）。また、当該計画については、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理の対象となる入院患者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護療養型施設サービスにおいては、当該計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって当該計画の作成に代えることができるものとする。

入院患者の栄養管理をするための会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等を活用するに当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

③ 当該計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入院患者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入院患者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養リスク改善加算の算定期間は、低栄養状態の高リスク者に該当しなくなるまでの期間とするが、その期間は入院患者又はその家族の同意を得られた月から起算して6月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。

④ 低栄養状態の改善等のための栄養管理が、入院患者又はその家族の同意を得られた月から起算して、6月を超えて実施される場合でも、低栄養状態リスクの改善が認められない場合であって、医

師又は歯科医師の指示に基づき、継続して低栄養状態の改善等のための栄養管理が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師又は歯科医師の指示はおおむね2週間ごとに受けるものとする。

⑤ 褥瘡を有する場合であって、褥瘡マネジメント加算を算定している場合は、低栄養リスク改善加算は算定できない。

(8) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準 【※7】に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、P43の栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。

.....  
【※7】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  
.....

注2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

① 経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする。

イ 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること）。また、当該計画については、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援の対象となる入院患者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護療養施設サービスにおいては、経口移行計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとする。

ロ 当該計画に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援を実施すること。経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して、180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。

ハ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示は概ね2週間ごとに受けるものとする。

② 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のイからニまでについて確認した上で実施すること。

イ 全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。)

ロ 刺激なくとも覚醒を保っていただけること。

ハ 嚥下反射が見られること(唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。)

ニ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。

③ 経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、当該加算は算定できないものとする。

④ 入所者の口腔の状態によっては、歯科医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治の歯科医師への情報提供を実施するなどの適切な措置を講じること。

#### (9) 経口維持加算

① 経口維持加算(Ⅰ) 400単位

② 経口維持加算(Ⅱ) 100単位

注1 ①については、別に厚生労働大臣が定める基準【※8】に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、P43の栄養管理に係る減算又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

【※8】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

イ 定員超過利用・人員基準欠如(看護師比率に係る部分等を除く)に該当していないこと。

ロ 入院患者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。

ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。

ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。

ホ ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。

注2 ②については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

① 経口維持加算(Ⅰ)については、次に掲げるイからニまでの通り、実施するものとする。

イ 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障がい(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を有し、水飲みテスト(「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)、頸部聴診法、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)、内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。以下同じ。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施するこ

とが困難である場合を含む。以下同じ。) ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る(以下同じ)。

ロ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行うこと。また、当該経口維持計画の作成及び見直しを行った場合においては、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護医療院サービスにおいては、経口維持計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

入所者の栄養管理をするための会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護保険事業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

ハ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理を実施すること。「特別な管理」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。

② 経口維持加算(Ⅱ)における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。

③ 経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているが、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。

④ 管理体制とは、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制とすること。

#### (10) 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準【※9】に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

.....  
【※9】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  
.....

① 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。

② 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合には、当該サービスを実施する同1月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。

③ 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔衛生の管理を行うにあたり配慮すべき事項とする。)、当該

歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を別紙様式3<口腔衛生管理に関する実施記録>を参考として作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。

- ④ 当該歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- ⑤ 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理加算を算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には口腔衛生管理加算を算定できない。

(11) 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準【※10】にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準【※11】に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

.....

【※10】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

.....

【※11】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

定員超過利用・人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く）に該当していないこと。

- .....
- ① 療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合する療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。
  - ② 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。))、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。
  - ③ 前記の療養食の摂取方法については経口又は経管の別を問わないこと。
  - ④ 減塩食療法等について  
心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。  
また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未滿の減塩食をいうこと。
  - ⑤ 肝臓病食について  
肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等をいうこと。
  - ⑥ 胃潰瘍食について  
十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。

- ⑦ 貧血食の対象者となる入所者等について  
療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。
- ⑧ 高度肥満症に対する食事療法について  
高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMIが 35 以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。
- ⑨ 特別な場合の検査食について  
特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。
- ⑩ 脂質異常症食の対象となる入所者等について  
療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が 140mg/dl 以上である者又はHDL-コレステロール値 40mg/dl 未満若しくは血清中性脂肪値が 150mg/dl 以上である者であること。
- ⑪ なお、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が行われている場合にあっては、経口移行加算又は経口維持加算を併せて算定することが可能である。

(1 2) 在宅復帰支援機能加算 10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準【※1 2】に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1 日につき所定単位数を加算する。

- イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

.....  
【※1 2】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

- イ 算定日が属する月の前6 月間において当該施設から退院した者の総数のうち、当該期間内に退院し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1 月間を超えていた退院患者に限る。)の占める割合が100分の30を超えていること。
  - ロ 退院患者の退院後30 日以内に当該施設の従業者が当該退院患者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業所から情報提供を受けることにより、当該退院患者の在宅における生活が1 月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- .....

- ① 「入所者の家族との連絡調整」とは、入所者が在宅へ退所するに当たり、当該入所者及びその家族に対して次に掲げる支援を行うこと。  
退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行うこと。また、必要に応じ、当該入所者の同意を得て退所後の居住地を管轄する市町村及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターに対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供すること。
- ② 本人家族に対する相談援助の内容は次のようなものであること。  
イ 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助  
ロ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談助言  
ハ 家屋の改善に関する相談援助  
ニ 退所する者の介助方法に関する相談援助
- ③ 在宅復帰支援機能加算の算定を行った場合は、その算定根拠等の関係書類を整備しておくこと。

(1 3) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

(1 4) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準【※1 3】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者【※1 4】に対し専門的な認知症ケアを行った

場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位
- ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

【※13】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

- イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (1) 施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。
  - (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
  - (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
- ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (1) イの基準のいずれにも適合すること。
  - (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
  - (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

【※14】別に厚生労働大臣が定める者は次のとおり。

日常生活に支障を来す恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

- ① 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者を指すものとする。
- ② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。
- ③ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。
- ② 本加算は、在宅で療養を行っている利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められた際に、介護老人福祉施設に一時的に入所することにより、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものである。
- ③ 本加算は、在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に介護老人福祉施設への入所が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。この際、当該施設への入所ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあつては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。
- ④ 本加算は、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにすること。
- ⑤ 次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所した場合には、当該加算は算定できないものであること。
  - a 病院又は診療所に入院中の者
  - b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者
  - c 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者
- ⑥ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。
- ⑦ 当該加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備すること。
- ⑧ 当該加算は、当該入所者が入所前一月の間に、当該介護老人福祉施設に入所したことがない場合及び過去1月の間に当該加算(他サービスを含む)を算定したことがない場合に限り算定できることとする。

#### (16) 排せつ支援加算 100 単位

注 排せつに介護を要する入院患者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

- ① 本加算は、全ての入院患者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行って排せつの状態を改善することを評価したものである。したがって、例えば、入院患者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはならない。
- ② 「排せつに介護を要する入院患者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト 2009 改訂版(平成30年4月改訂)」の方法を用いて、排尿または排便の状態が、「一部介助」又は「全介助」と評価される者をいう。
- ③ 「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿又は排便にかかる状態の評価が不変又は悪化することが見込まれるが、特別な対応を行った場合には、当該評価が6月以内に「全介助」から「一部介助」以上、又は「一部介助」から「見守り等」以上に改善すると見込まれることをいう。
- ④ ③の見込みの判断を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとする。また、医師と連携した看護師が③の見込みの判断を行う際、入院患者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談することとする。
- ⑤ 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要

する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいた支援計画を別紙様式6の様式を参考に作成する。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、③の判断を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の入院患者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加える。なお、介護療養型施設サービスにおいては、支援計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとする。

- ⑥ 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の入院患者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意する。また、支援において入院患者の尊厳が十分保持されるよう留意する。
- ⑦ 当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入院患者又はその家族に対し、現在の排せつにかかる状態の評価、③の見込みの内容、⑤の要因分析及び支援計画の内容、当該支援は入院患者又はその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも入院患者又はその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、入院患者及びその家族の理解と希望を確認した上で行うこと。
- ⑧ 本加算の算定を終了した際は、その時点の排せつ状態の評価を記録し、③における見込みとの差異があればその理由を含めて総括し、記録した上で、入院患者又はその家族に説明すること。

#### (17) 安全対策体制加算 20 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準【※15】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設が、入院患者に対し、介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

.....  
【※15】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

- イ 介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準に適合していること。
  - ロ 介護療養型医療施設基準第34条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
  - ハ 当該指定介護療養型医療施設に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
- .....

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

#### (18) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準【※16】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設が、入院患者に対し介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位

【※16】別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 介護療養型医療施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。

(二) 介護療養型医療施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。

(2) 提供する介護療養型医療施設の質の向上に資する取組を実施していること。

(3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護療養型医療施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 介護療養型医療施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(二) 介護療養型医療施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。

(三) 指定短期入所療養介護又は介護療養型医療施設を利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること。

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

② 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。

③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑥ 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

⑦ 提供する介護療養型医療施設の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。

(例)

・ L I F Eを活用したP D C Aサイクルの構築

- ・ ICT・テクノロジーの活用
- ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。

※ 介護療養施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚上として勤務を行う職員を指すものとする。

#### (19) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(④及び⑤)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ③ 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※ 介護職員処遇改善加算については、別途通知(「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

#### (20) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 介護職員処遇改善加算については、別途通知(「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

#### (21) 介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月1日新設)

共通サービス資料参照

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

| (1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)      |       |       |       |              |       |       |       |
|----------------------------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|                                  |       | i     | ii    | iii          | iv    | v     | vi    |
| (一) (I)<br>看護6:1<br>介護6:1        | 要介護1  | 576単位 | 601単位 | 593単位        | 670単位 | 699単位 | 689単位 |
|                                  | 要介護2  | 620単位 | 647単位 | 638単位        | 714単位 | 746単位 | 735単位 |
|                                  | 要介護3  | 664単位 | 692単位 | 683単位        | 759単位 | 792単位 | 781単位 |
|                                  | 要介護4  | 707単位 | 738単位 | 728単位        | 802単位 | 837単位 | 825単位 |
|                                  | 要介護5  | 752単位 | 785単位 | 774単位        | 846単位 | 884単位 | 872単位 |
| (二) (II)<br>看護・介護<br>3:1         | 要介護1  | 506単位 | 602単位 |              |       |       |       |
|                                  | 要介護2  | 546単位 | 641単位 |              |       |       |       |
|                                  | 要介護3  | 585単位 | 681単位 |              |       |       |       |
|                                  | 要介護4  | 626単位 | 720単位 |              |       |       |       |
|                                  | 要介護5  | 665単位 | 760単位 |              |       |       |       |
| (2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき) |       |       |       |              |       |       |       |
| ユニット型診療所型                        |       |       |       | 経過的ユニット型診療所型 |       |       |       |
|                                  | I     | II    | III   | I            | II    | III   |       |
| 要介護1                             | 689単位 | 714単位 | 705単位 | 689単位        | 714単位 | 705単位 |       |
| 要介護2                             | 734単位 | 761単位 | 751単位 | 734単位        | 761単位 | 751単位 |       |
| 要介護3                             | 778単位 | 807単位 | 797単位 | 778単位        | 807単位 | 797単位 |       |
| 要介護4                             | 821単位 | 852単位 | 841単位 | 821単位        | 852単位 | 841単位 |       |
| 要介護5                             | 865単位 | 899単位 | 887単位 | 865単位        | 899単位 | 887単位 |       |

所定単位数を算定するための施設基準について

注1 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設の療養病床に係る病室であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準〔※1〕を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については退院時指導等加算、低栄養リスク改善加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理加算、在宅復帰支援機能加算、特定診療費、排せつ支援加算及び安全対策体制加算は算定しない。

ユニットにおける職員に係る減算について

注3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

診療所療養病床設備基準減算は、指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群又は平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満であること。(施設基準第66号において準用する施設基準第22号)

※ 療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟と

そうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

※ ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者〔入院患者〕全員について、所定単位数が減算されることとする（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

#### 身体拘束廃止未実施減算について

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 療養環境減算の適用について

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

#### 移行計画未提出減算について

注6 令和6年4月1日までの介護医療院等へ移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ている場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 安全管理体制未実施減算について

注7 別に厚生労働大臣が定める基準【※3】を満たさない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

#### 栄養管理に係る減算について（経過措置・令和6年3月31日までは適用しない）

注8 別に厚生労働大臣が定める基準【※4】を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

#### 若年性認知症患者受入加算について

注9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

#### 入院患者が外泊したときの費用の算定について

注10 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

#### 入院患者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について

注11 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

#### 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

注12 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、診療所型介護療養施設サービス費（Ⅰ）又は診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の診療所型介護療養施設サービス費（iv）、（v）若しくは（vi）又は診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の診療所型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

注1 3 次のいずれかに該当する者に対して、診療所型介護療養施設サービス費(I)又は診療所型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)又は診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算 30 単位

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(4) 退院時指導等加算

- ① 退院時等指導加算
  - a 退院前訪問指導加算 460 単位
  - b 退院後訪問指導加算 460 単位
  - c 退院時指導加算 400 単位
  - d 退院時情報提供加算 500 単位
  - e 退院前連携加算 500 単位
- ② 訪問看護指示加算 300 単位

注1 ①のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回)を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

注2 ①のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

注3 ①のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

注4 ①のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

注5 ①のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書

を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

注6 ②については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

#### (5) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、P61の注8栄養管理に係る減算、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

注2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### (6) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、P61の注8栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。

注2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### (7) 経口維持加算

① 経口維持加算(I) 400単位

② 経口維持加算(II) 100単位

注1 ①については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算

して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、P61の注8栄養管理に係る減算又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

注2 ②については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護療養型医療施設基準第2条第2項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれかの基準にも該当する場合において、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

(9) 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

(10) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(11) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(12) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 認知症専門ケア加算(I) 3単位
- ② 認知症専門ケア加算(II) 4単位

(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(14) 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、

介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(15) 安全対策体制加算 20 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設が、入院患者に対し、介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(16) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設が、入院患者に対し介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位

(17) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和4年10月1日新設)

共通サービス資料参照

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

| (1) 認知症疾患型介護療養サービス費 (1日につき)           |       |                 |                    |
|---------------------------------------|-------|-----------------|--------------------|
|                                       |       | i               | ii                 |
| (一) (I)<br>看護3:1<br>介護6:1<br>〈大学病院等〉  | 要介護1  | 986単位           | 1,091単位            |
|                                       | 要介護2  | 1,050単位         | 1,157単位            |
|                                       | 要介護3  | 1,114単位         | 1,221単位            |
|                                       | 要介護4  | 1,179単位         | 1,286単位            |
|                                       | 要介護5  | 1,244単位         | 1,350単位            |
| (二) (II)<br>看護4:1<br>介護4:1<br>〈一般病院〉  | 要介護1  | 930単位           | 1,037単位            |
|                                       | 要介護2  | 998単位           | 1,104単位            |
|                                       | 要介護3  | 1,066単位         | 1,171単位            |
|                                       | 要介護4  | 1,133単位         | 1,241単位            |
|                                       | 要介護5  | 1,201単位         | 1,307単位            |
| (三) (III)<br>看護4:1<br>介護5:1<br>〈一般病院〉 | 要介護1  | 902単位           | 1,009単位            |
|                                       | 要介護2  | 969単位           | 1,074単位            |
|                                       | 要介護3  | 1,034単位         | 1,141単位            |
|                                       | 要介護4  | 1,099単位         | 1,207単位            |
|                                       | 要介護5  | 1,165単位         | 1,271単位            |
| (四) (IV)<br>看護4:1<br>介護6:1<br>〈一般病院〉  | 要介護1  | 887単位           | 993単位              |
|                                       | 要介護2  | 951単位           | 1,058単位            |
|                                       | 要介護3  | 1,016単位         | 1,121単位            |
|                                       | 要介護4  | 1,080単位         | 1,188単位            |
|                                       | 要介護5  | 1,145単位         | 1,251単位            |
| (五) (V)<br>経過措置型<br>〈一般病院〉            | 要介護1  | 827単位           | 934単位              |
|                                       | 要介護2  | 892単位           | 998単位              |
|                                       | 要介護3  | 956単位           | 1,063単位            |
|                                       | 要介護4  | 1,021単位         | 1,127単位            |
|                                       | 要介護5  | 1,085単位         | 1,192単位            |
| (2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)      |       |                 |                    |
|                                       | I     | III             |                    |
| 要介護1                                  | 733単位 | 840単位           |                    |
| 要介護2                                  | 797単位 | 904単位           |                    |
| 要介護3                                  | 863単位 | 969単位           |                    |
| 要介護4                                  | 927単位 | 1,034単位         |                    |
| 要介護5                                  | 992単位 | 1,097単位         |                    |
| (3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)    |       |                 |                    |
|                                       |       | ユニット型認知<br>症疾患型 | 経過的ユニット型<br>認知症疾患型 |
| (一) (I)<br>〈大学病院等〉                    | 要介護1  | 1,112単位         | 1,112単位            |
|                                       | 要介護2  | 1,177単位         | 1,177単位            |
|                                       | 要介護3  | 1,242単位         | 1,242単位            |
|                                       | 要介護4  | 1,306単位         | 1,306単位            |

|                    |      |          |          |
|--------------------|------|----------|----------|
|                    | 要介護5 | 1, 371単位 | 1, 371単位 |
| (二) (II)<br>〈一般病院〉 | 要介護1 | 1, 057単位 | 1, 057単位 |
|                    | 要介護2 | 1, 124単位 | 1, 124単位 |
|                    | 要介護3 | 1, 194単位 | 1, 194単位 |
|                    | 要介護4 | 1, 261単位 | 1, 261単位 |
|                    | 要介護5 | 1, 328単位 | 1, 328単位 |

#### 所定単位数を算定するための施設基準について

注1 老人性認知症疾患療養病棟(指定介護療養型医療施設基準第2条第3項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護療養型医療施設については、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、退院時指導等加算、低栄養リスク改善加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理加算及び在宅復帰支援機能加算、特定診療費、排せつ支援加算、安全対策体制加算までは算定しない。

#### ユニットにおける職員に係る減算について

注3 (3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

#### 身体拘束廃止未実施減算について

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 移行計画未提出減算について

注5 令和6年4月1日までの介護医療院等へ移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出していない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 安全管理体制未実施減算について

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

#### 栄養管理に係る減算について(経過措置・令和6年3月31日までは適用しない)

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

#### 入院患者が外泊したときの費用の算定について

注8 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

## 入院患者が他医療機関へ受診したときの費用の算定について

注9 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

## 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

注10 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)を算定する。

注11 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

### (4) 初期加算 30単位

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

### (5) 退院時指導等加算

- ① 退院時等指導加算
  - a 退院前訪問指導加算 460単位
  - b 退院後訪問指導加算 460単位
  - c 退院時指導加算 400単位
  - d 退院時情報提供加算 500単位
  - e 退院前連携加算 500単位
- ② 訪問看護指示加算 300単位

注1 ①のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回)を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

注2 ①のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

注3 ①のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

注4 ①のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

注5 ①のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

注6 ②については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問

#### (6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準[※1]に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、P68の注7栄養管理に係る減算、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

注2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### (7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経

管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、P68の注7栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。

注2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### (8) 経口維持加算

- ① 経口維持加算(I) 400単位
- ② 経口維持加算(II) 100単位

注1 ①については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、P68の注7栄養管理に係る減算又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

注2 ②については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護療養型医療施設基準第2条第3項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1日につき所定単位数を加算する。

#### (9) 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

#### (10) 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

#### (11) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のい

ずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

#### (12) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

#### (13) 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入院患者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

#### (14) 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設が、入院患者に対し、介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

#### (15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設が、入院患者に対し介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

#### (16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

#### (17) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービス

を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

#### (18) 介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月1日新設)

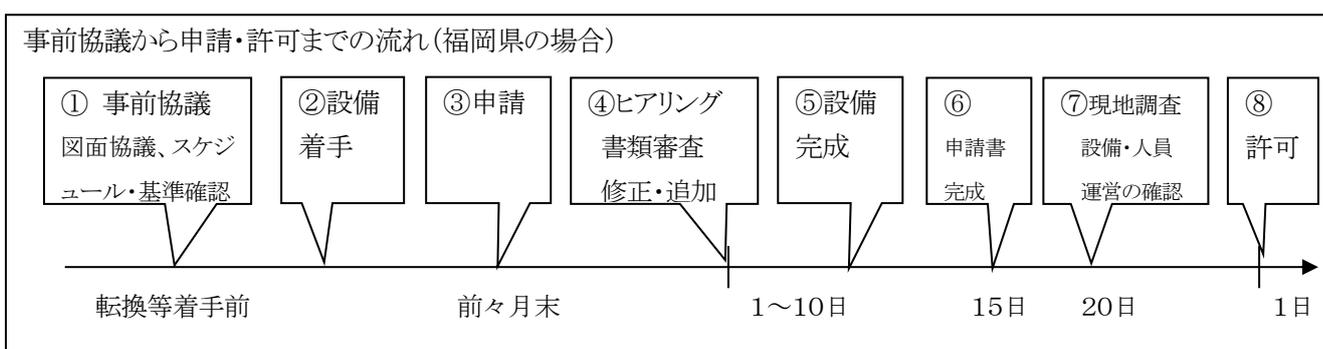
共通サービス資料参照

### 3 介護医療院申請手続等について

#### (1) 新規(転換を含む)申請について

介護医療院については、病院、診療所又は介護療養病床等からの転換も、新規申請の手続が必要となります。

下図のとおり、申請の許可は毎月1日を原則とし、前々月の末日を申請の締切りとします。



#### (2) 申請書・届出書の様式について

手続に必要な申請書・届出書様式等については、事前協議の際に入手し、内容をご確認の上、提出願います。

北九州市・福岡市・久留米市においては、申請・許可までの流れが異なる場合もありますので、詳細については、直接お問い合わせください。

また、県・北九州市・福岡市・久留米市のいずれの書式を使用するかについては、事業所の所在する区域により定まりますので、事業所の所在する区域を所管する県又は市役所から事前協議の際に入手してください。

#### (3) 申請書・届出書の提出方法等について

県介護保険課又は開設予定地の政令・中核市役所に提出願います。県介護保険課(指定係)又は各政令・中核市役所が申請許可の事務(事前協議、申請書受付、ヒアリング、書類審査、現地調査等及び変更届の受付)を行います。

### 3 変更、事業の廃止・休止・再開について

#### (1) 変更届

① 許可の内容に変更が生じた場合は、変更届出書に「変更届出書等チェック表」記載の必要書類を添

付の上、変更の発生から10日以内に届け出てください。

なお、チェック表の写しも、必ず添付して提出してください。

- ② 介護医療院の移転や増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず県介護保険課又は所管の政令・中核市役所と協議してください。
- ③ 介護医療院の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、事前に県介護保険課又は所管の政令・中核市役所と協議してください。
- ④ 介護医療院に配置する医師、薬剤師、介護支援専門員、看護職員、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士に異動があった場合には、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保管しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、従業者に関する諸記録も、整備・保管しておいてください。
- ⑤ 上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合（法人名称・法人の本部所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合は、業務管理体制の変更届出が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

## (2) 廃止・休止・再開届

- ① 廃止又は休止しようとするときは、その1か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、2か月前までに県介護保険課又は所管の政令・中核市役所に連絡してください。
- ② 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当ケアマネージャーや市町村（保険者）に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。
- ③ 休止は、再延長を含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休止届でなく、廃止届を提出してください。（休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。）
- ④ 再開の際は、新規申請と同等の書類の提出を求め、審査を行います。

## 4 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（加算届）について

「加算届」は、新規申請の際に届け出る必要があります。内容等に不備がある場合は、受理できませんので、記載内容をご確認の上提出してください。（加算の遡及適用はしませんので、御注意ください。）

## 5 介護サービス事業からの暴力団の排除について

暴力団が県民生活に多大な影響を与えている本県の現状に鑑み、暴力団による県民の社会経済活動への介入を阻止するため、これまでも介護サービス事業から暴力団を排除する取組を行ってきたところですが、平成25年度からは県・各市の条例において、介護サービス事業からの暴力団排除の規定が定められております。県・各市の条例に基づく暴力団排除の詳細は、各条例の規定をご参照ください。

介護療養型医療施設から介護医療院等への転換に係る補助制度について

○ 介護療養型医療施設を介護医療院等に転換する場合であって、次表の事業の対象になる場合には、福岡県地域密着型施設等整備補助金の交付対象となります。

詳しくは、福岡県保健医療介護部介護保険課施設整備係（電話：092-643-3249）にお問い合わせください。

<概要>

| 事業名                 | 補助内容                                                                  | 補助上限額                                                         | 補助率   | 主な補助条件                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護療養型医療施設転換整備支援事業   | 介護医療院等への転換に伴う施設の改修・改築・創設に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費                         | 1床当たり単価×転換病床数<br><単価><br>改修：500千円<br>改築：1,200千円<br>創設：1,000千円 | 10/10 | 補助対象病床：介護療養型医療施設<br>補助対象となる転換先：<br>介護医療院、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5号の規定により登録されている賃貸住宅 |
| 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 | 介護医療院等への転換に伴う施設等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6ヵ月間に係る備品の購入費、報酬・給与等の開設準備経費等 | 1床当たり単価（156千円）×転換病床数                                          | 10/10 | 同上                                                                                                                                                                                                    |

※ 現時点の概要であり、今後変更になる可能性があります。

# 介護サービス関係 Q&A集

| 担当課   | サービス種別          |                  | 項目                     | 質問                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | QA発出時期、文書番号等                                             |      |
|-------|-----------------|------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------|
|       | 平成31年2月5日 Q&A以前 | 平成31年3月15日 Q&A以降 |                        |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 文書名                                                      | 問番号  |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 1 人員             | 夜勤体制                   | 夜勤を行う職員の見直し方法                                                                                                               | 夜勤を行う看護職員の人数の算定においては、人員配置の算定上介護職員としてみなされ、看護職員についても看護職員として算定できる。                                                                                                                                                                                                                                                     | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A         | 1    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 1 人員             | 重症度評価管理指導              | 重症な皮膚潰瘍を有している者に対して管理指導を行う医師が非常勤である場合は算定できるか。                                                                                | ふさわしい条件にあるならば、担当医師は非常勤である必要はない。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A         | 13   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 1 人員             | ユニット受領室等               | 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のユニットの定員が、10名を超えた場合も指定基準上認められるのか。                                                                        | 1 介護療養型施設及び介護療養型ユニットの定員は、10人以下とすることを原則としている。ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別な事情によりやむを得ない場合であっても、自己負担を前提とした法的関係に基づき、自己負担を苦慮することなく、指定基準を超過するユニットを設ける場合がある。この場合、指定基準を超過するユニットの数は当該施設の敷地以下であるというかつつ条件を満たす場合に限り、総論的に認めるとしている。<br>2 なお、本取組は、あくまでも経過措置的なものであり、平成21年度において施設におけるユニットの定員の実態も踏まえ、定員の在り方についても検討することとしている。                   | 17.9/全面介護保険指定基準・監査担当者会議資料<br>平成17年10月改定関係Q&A             | 21   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 1 人員             | 夜勤体制                   | 夜勤帯交代制で導入している場合、夜勤を行う者の頭数で要件に該当するか否かを判断するのが難しく、夜勤中に職員が勤務した昼へ時間から夜勤帯の時間を割くという方法で算出するのか。                                      | そのとおり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 21.9.29<br>介護保険最新情報vol.169<br>平成21年10月改定関係Q<br>&A(vol.1) | 99   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 2 設備             | リハビリテーション              | 理学療法・作業療法の専用の施設について                                                                                                         | 専用の施設には医療機関の機能訓練室を充ててよい。例えば、当該医療機関の機能訓練室が45平方メートル以上ある場合に、当該機能訓練室を理学療法(Ⅲ)の施設基準(Ⅲ)45平方メートル以上の専用の施設とすることはできる。                                                                                                                                                                                                          | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A         | 30   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | 入院患者の定員を減少する場<br>合の手続き | 入院患者の定員を減少する場<br>合、医療保険と介護保険の<br>リハビリテーションに<br>従事する理学療法士等が1日<br>に実施できる<br>患者(利用者)数の上限について                                   | 介護療養型医療施設の入院患者の定員は、介護療養型医療施設運営基準(平成11年厚生省令第41号)第24条の規定に基づき、運営規程に定めおく必要があるが、入院患者の定員を減少させる場合は、介護保険法(平成9年法律第123号)第111条の規定に基づき、同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条に定めるところにより、当該運営規程を変更する旨の届出をすることが必要。<br>※介護保険法第113条の「指定の辞退」に「しない」という留意。<br>当該施設に入院する全ての患者に対して、生活機能回復訓練のための訓練及び指導を生<br>活機能回復訓練室等において、患者1人あたり1日1時間、週6回行うことが必要である。 | 13.3.28<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.106<br>運営基準等に係るQ&A        | XVの1 |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | 生活機能回復訓練               | 老人性認知症疾患医療機関における生活機能回復訓練について                                                                                                | 老人性認知症疾患医療機関における生活機能回復訓練について                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A         | 6    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | リハビリテーション              | リハビリテーションの実施回数<br>は理学療法士等1人につき1日18回を限度と<br>するとされているが、医療保険と介護保険の<br>リハビリテーションに<br>従事する理学療法士等が1日<br>に実施できる<br>患者(利用者)数の上限について | 理学療法士等1人あたりの1日のリハビリテーションの実施回数については、医療保険と介護保険における理学療法等の実施回数を通算する。<br>具体的には、医療保険における理学療法法の個別療法をA人、集団療法をB人、介護保険に<br>おける特定診療費の理学療法をC人、リハビリテーションの個別リハビリテーションをD人に<br>おいて実施するときは、1日につき、<br>A/18+B/94+C/18+D/18より、1<br>を割った数が必要となる。                                                                                         | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A         | 16   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | 理学療法等の実施計画             | 理学療法・作業療法又は言語聴覚療法の実施計画について                                                                                                  | 特定診療費における理学療法・作業療法または言語聴覚療法を算定する場合は、実施計画を作成する必要があるが、計画の様式は特に定められていないので、リハビリテーション総合課<br>施設標準書の活用も含め、各医療機関において適宜作成して差し支えない。                                                                                                                                                                                           | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A         | 17   |

# 介護サービス関係 Q&A集

| 担当課   | 連番   | サービス種別          |                  | 項目                        | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                | 回答                                                                                              | 文書名  | 問番号等 |
|-------|------|-----------------|------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
|       |      | 平成31年2月5日 Q&A以降 | 平成31年3月15日 Q&A以降 |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1980 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | リハビリテーション                 | 当施設基準にいう「専従する常勤労働者(作業)専従士」以外の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。                                                                                                                                              | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A                                                | 28   |      |
|       |      |                 |                  | ユニット型個室等                  | 10月1日前に既にユニット型個室やユニット型個室の形態によりサービスを提供する介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、制度開始前に実績があったことを踏まえた経過措置はないのか。                                                                                                                                                                      |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1981 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | ユニット型個室等                  | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入院し、10月1日以降に引き続き50床以上の常勤労働者(作業)専従士を専任し、10月1日以前に併設のリハビリテーション事業所において専従する常勤労働者(作業)専従士を専任し、併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。 | 17.9/全面介護保険指定基準・監査担当作業課資料<br>平成17年10月改定Q&A                                                      | 6    |      |
|       |      |                 |                  | 居住費関係                     | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入院し、10月1日以降に引き続き50床以上の常勤労働者(作業)専従士を専任し、10月1日以前に併設のリハビリテーション事業所において専従する常勤労働者(作業)専従士を専任し、併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。 |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1982 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | 居住費関係                     | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入院し、10月1日以降に引き続き50床以上の常勤労働者(作業)専従士を専任し、10月1日以前に併設のリハビリテーション事業所において専従する常勤労働者(作業)専従士を専任し、併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。 | 17.11.4<br>介護制度改革information<br>vol.37-2<br>平成17年10月改定Q&A<br>【速報版】<br>の修正について                   | 問4   |      |
|       |      |                 |                  | 居住費関係                     | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入院し、10月1日以降に引き続き50床以上の常勤労働者(作業)専従士を専任し、10月1日以前に併設のリハビリテーション事業所において専従する常勤労働者(作業)専従士を専任し、併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。 |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1983 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | 居住費関係                     | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入院し、10月1日以降に引き続き50床以上の常勤労働者(作業)専従士を専任し、10月1日以前に併設のリハビリテーション事業所において専従する常勤労働者(作業)専従士を専任し、併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。 | 17.11.4<br>介護制度改革information<br>vol.37-2<br>平成17年10月改定Q&A<br>【速報版】<br>の修正について                   | 問4-2 |      |
|       |      |                 |                  | 居住費関係                     | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入院し、10月1日以降に引き続き50床以上の常勤労働者(作業)専従士を専任し、10月1日以前に併設のリハビリテーション事業所において専従する常勤労働者(作業)専従士を専任し、併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任されているため、当該作業(作業)専従士は併設のリハビリテーション事業所における個別リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどの他の職种に併任することはできない。 |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1984 | 26 介護療養型医療施設    | 3 運営             | リハビリテーションマネジメント加算(包括化)    | リハビリテーションマネジメント加算が包括化されたことから、リハビリテーション実施計画書の作成は不要となるのか。                                                                                                                                                                                                           | 21.3.23<br>介護保険最新情報vol.60<br>平成21年4月改定関係Q<br>&A(vol.1)                                          | 97   |      |
|       |      |                 |                  | リハビリテーションマネジメント加算(包括化)    | リハビリテーションマネジメント加算が包括化されたことから、リハビリテーション実施計画書の作成は不要となるのか。                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1985 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 短期集中リハビリテーション加算           | 入退院や転棟を繰り返している場合の短期集中リハビリテーション実施加算の算定はどうか。                                                                                                                                                                                                                        | 24.3.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.1273<br>平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)<br>平成24年3月30日「J」の送付について       | 39   |      |
|       |      |                 |                  | 短期集中リハビリテーション加算           | 入退院や転棟を繰り返している場合の短期集中リハビリテーション実施加算の算定はどうか。                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1986 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について | 200床の病院が、転棟して250床の介護老人保健施設を開設する場合は、250床全てについて介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定できるのか。                                                                                                                                                                                       | 24.3.16<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.1267<br>平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)<br>(平成24年3月16日「J」)<br>の送付について | 216  |      |
|       |      |                 |                  | 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について | 200床の病院が、転棟して250床の介護老人保健施設を開設する場合は、250床全てについて介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定できるのか。                                                                                                                                                                                       |                                                                                                 |      |      |
| 老人保健課 | 1987 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について | 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費は、療養病床等の開設者が基準省令第19号に基づき(転棟後に開設者となる)12月開設者が存在する場合においても、引き続き介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定することができるのか。                                                                                                                                               | 24.3.16<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.1267<br>平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)<br>(平成24年3月16日「J」)<br>の送付について | 217  |      |
|       |      |                 |                  | 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について | 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費は、療養病床等の開設者が基準省令第19号に基づき(転棟後に開設者となる)12月開設者が存在する場合においても、引き続き介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定することができるのか。                                                                                                                                               |                                                                                                 |      |      |





# 介護サービス関係 Q&A集

| 担当課                  | 連番   | サービス種別          |                  | 項目                         | 質問                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                          | QA発出時期、文書番号等                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|------|-----------------|------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |      | 平成31年2月5日 Q&A以前 | 平成31年3月15日 Q&A以降 |                            |                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                              |
| 老人保健課                | 2011 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 短期集中リハビリテーション実施加算関係        | 介護療養型医療施設における短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たり、同一医療機関内で医療保険適用病床(一般病床・療養病床)から介護療養型病床へ転床した場合の起算日はいつか。                                                                                                                                  | 介護療養型病床への転床日が起算日となる。                                                                                                                                                                                                        | 18.6.30<br>介護制度改革information<br>vol.114<br>平成18年4月改定関係Q<br>&A(vol.5)及び平成18年7<br>月改定関係Q&A(経過型<br>介護療養型医療施設開<br>係)                                                                                             |
|                      |      |                 |                  | 26 介護療養型医療施設               | 4 報酬                                                                                                                                                                                                                        | 摂食機能療法                                                                                                                                                                                                                      | 医療保険と介護保険における「摂食機能療法」は、誰が実施する場合に算定できるのか。                                                                                                                                                                     |
| 老人保健課                | 2012 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 集団コミュニケーション療法              | 集団コミュニケーション療法について、算定要件に「職員かつ専従の言語聴覚士の配属とあるが、この際の言語聴覚士は、他職種も兼務した言語聴覚士では算定できないのか。                                                                                                                                             | 専従集団コミュニケーション療法を提供する時間帯に勤務する言語聴覚士を配属すれば足りる。                                                                                                                                                                                 | 21.3.23<br>介護保険最新情報vol.460<br>平成21年4月改定関係Q<br>&A(vol.1)                                                                                                                                                      |
|                      |      |                 |                  | 26 介護療養型医療施設               | 4 報酬                                                                                                                                                                                                                        | 他科受診時の加算算定                                                                                                                                                                                                                  | 他科受診時の費用を算定した日については、作業マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算及び療養加算は算定できる。                                                                                                                                                    |
| 老人保健課                | 2014 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算       | 認知症短期集中リハビリテーション実施中又は終了後3ヶ月に満たない期間に、脳血管疾患等の認知機能低下を来す中枢神経疾患を併発し、その急性期に治療のため入院し、治療終了後もリハビリテーションの必要性が認められる場合に限り、入院中に利用していたサービス事業所に問わず、介護老人保健施設、介護療養型医療施設においては入院(除)した日から起算して新たに3ヶ月、通所リハビリテーションにおいては利用開始日から起算して新たに3ヶ月以内に限り算定できる。 | 認知症短期集中リハビリテーション実施中又は終了後3ヶ月に満たない期間に、脳血管疾患等の認知機能低下を来す中枢神経疾患を併発し、その急性期に治療のため入院し、治療終了後もリハビリテーションの必要性が認められる場合に限り、入院中に利用していたサービス事業所に問わず、介護老人保健施設、介護療養型医療施設においては入院(除)した日から起算して新たに3ヶ月、通所リハビリテーションにおいては利用開始日から起算して新たに3ヶ月以内に限り算定できる。 | 21.4.17<br>介護保険最新情報vol.79<br>平成21年4月改定関係Q<br>&A(vol.2)                                                                                                                                                       |
|                      |      |                 |                  | 26 介護療養型医療施設               | 4 報酬                                                                                                                                                                                                                        | 「経口移行加算」の見直し関係                                                                                                                                                                                                              | 言語聴覚士又は看護職員による支援とは何か。                                                                                                                                                                                        |
| 老人保健課、高齢者支援課<br>(共通) | 2016 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 療養機能強化型の基本施設サービス算に係る届出について | 療養機能強化型の基本施設サービス算に係る届出は、療養単位で療養機能強化型の基本施設サービス算を算定できるのか。                                                                                                                                                                     | 指定居宅サービスに関する費用の算定に関する基準(短期入所サービス及び併定施設入居に係る部分)及び併定施設サービス算に要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成27年3月5日老老定発中労厚生老老老人保健福祉局企画課長通知17(3))に示すとおり、療養単位で届出を行うことはできない。                                                                  | 21.4.1<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.454<br>平成27年度介護報酬改定に関するO&A(平成27年4月1日)」の送付について                                                                                                                                  |
|                      |      |                 |                  | 26 介護療養型医療施設               | 4 報酬                                                                                                                                                                                                                        | 療養機能強化型の基本施設サービス算に係る届出について                                                                                                                                                                                                  | 療養機能強化型の介護療養型医療施設においては、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始することであり、「算定日が属する月の前3ヶ月間」とは、算定を開始する月の前月を含む前3ヶ月間のことです。ただし、算定を開始する月の前月末の状況を面し出すことが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。 |
| 老人保健課                | 2017 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 療養機能強化型の基本施設サービス算に係る届出について | 療養機能強化型の介護療養型医療施設においては、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始することであり、「算定日が属する月の前3ヶ月間」とは、算定を開始する月の前月を含む前3ヶ月間のことです。ただし、算定を開始する月の前月末の状況を面し出すことが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。                | 21.4.1<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.454<br>平成27年度介護報酬改定に関するO&A(平成27年4月1日)」の送付について                                                                                                                                                 | 21.4.1<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.454<br>平成27年度介護報酬改定に関するO&A(平成27年4月1日)」の送付について                                                                                                                                  |
|                      |      |                 |                  | 26 介護療養型医療施設               | 4 報酬                                                                                                                                                                                                                        | 療養機能強化型の基本施設サービス算に係る届出について                                                                                                                                                                                                  | 療養機能強化型の介護療養型医療施設においては、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始することであり、「算定日が属する月の前3ヶ月間」とは、算定を開始する月の前月を含む前3ヶ月間のことです。ただし、算定を開始する月の前月末の状況を面し出すことが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。 |



# 介護サービス関係 Q&A集

| 担当課   | サービス種別          |                  | 項目                          | 質問                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 文書名                                                                             | 問番号等 |
|-------|-----------------|------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------|
|       | 平成31年2月5日 Q&A以前 | 平成31年3月15日 Q&A以降 |                             |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                 |      |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 療養機能強化型の基本施設 サービス費に係る要件について | 同一の者について、1重篤な身体障害を有する者の基準及び1身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる場合は、いずれか一方のみを含め得るものとして適用する者は1人と教えるのか、2人と教えるのか、                                         | 前者の要件は、当該施設の高齢な身体障害を有する患者及び身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる場合は、いずれか一方のみを含め得るものとして適用し、当該施設で行われる処置の実施を評価しているものであり、同一の患者であっても、喀痰吸引と経管栄養の両方を実施している場合は、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数を数え、この場合には2人と数える。<br>※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)の問151については削除する。                                                                  | 27428 事務連絡 「平成27年度介護療養型医療施設に関するQ&A(平成27年4月28日)」の送付について                          | 2    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 療養機能強化型の基本施設 サービス費に係る要件について | 1生活機能を維持改善するリハビリテーションには、どのようなものか。                                                                                                               | 療養機能強化型介護療養型医療施設における生活機能を維持改善するリハビリテーションとは、機能訓練室の外を問わず、また時間にとらわらず、就業生活において排他や並走動作等の自立に向けて随時行われるものである。                                                                                                                                                                                                                      | 27428 事務連絡 「平成27年度介護療養型医療施設に関するQ&A(平成27年4月28日)」の送付について                          | 3    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 療養機能強化型の基本施設 サービス費に係る要件について | 1生活機能を維持改善するリハビリテーションの考え方として、「作業療法士を中心とする多職種の間共同によって、医師の指示に基づき、就業生活をのりながら行うこと」が挙げられているが、当該施設に作業療法士が配置されていない場合は、要件を満たさないこととなるのか。                 | 生活機能の維持改善に当たっては特に作業療法士の関与が重要であり、作業療法士を中心とする多職種の間共同によって、医師の指示に基づき、就業生活をのりながら行うこととするのが、当該施設に作業療法士が配置されていることが要件として求められており、実際の作業療法士の配置を要件としているものではない。                                                                                                                                                                          | 27428 事務連絡 「平成27年度介護療養型医療施設に関するQ&A(平成27年4月28日)」の送付について                          | 4    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 生活機能回復訓練室と精神科作業療法法の専用施設について | 介護療養型医療施設の精神科作業療法法の専用施設と、当該介護療養型医療施設の生活機能回復訓練室、機能訓練室、食卓等との兼用について、どのように取り扱えばいいか。                                                                 | 入所者に対するリハビリテーションに支障を来さず、かつ、必要な距離を測る必要がある場合は、いづれかの室も兼用することは差し支えない。また、療養のニーズに応じ、精神科作業療法等の実施に必要となる設備等は、兼用室には、差し支えないものであることとする。                                                                                                                                                                                                | 3074 総務課 「平成26年度介護療養型医療施設に関するQ&A(vol.6)(平成20年7月4日)」の送付について                      | 2    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 4 報酬             | 算定の基準について                   | シーティングとして、医師の指示の下に理学療法士等が、椅子や車椅子等の上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体成分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合、介護報酬上におけるリハビリテーションの実施時間に含まれることは可能か。 | 可能。この場合のシーティングとは、椅子や車椅子等の上の姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下を来した患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置の上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体成分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行ったことを行い、車椅子や車椅子等の上の座位を定めらるる場合は該当しない。またシーティング技術を活用して車椅子ではなく、椅子やテーブル等の環境を整えることで、椅子に座ることが望ましい。なお、シーティングの実施については「高齢者の適切なケアとシーティング」に関する手引きを参考すること。                    | 3415 事務連絡 「介護保険最新情報vol.1966」 「令和9年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.6)(令和3年4月15日)」の送付について     | 1    |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 特別医療老人ホームへの転換 (※今回の報酬改定以外)  | 療養病床を有する医療法人が、転換に際して新たに社会福祉法人を立ち上げて特別医療老人ホームに転換する場合、基準書令附則第13条に基づき転換に該当するか。                                                                     | 該当する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 24330 事務連絡 「介護保険最新情報vol.1273」 「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.12)(平成24年3月30日)」の送付について | 40   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 転換に係る経過措置について               | 療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に定める経過措置(介護老人保健施設の入員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「基準書令」という。))附則第13条から附則第19条までの2)とまでが適用範囲なのか。      | 療養病床等から転換した介護老人保健施設の基準が、転換後の施設及び設備の基準が、介護老人保健施設の基準に適合している場合、介護老人保健施設として経過措置の対象となる。ただし、転換の際に、療養病床の構造をそのまま介護老人保健施設の療養室とした場合に加え、<br>① 転換の際に、改装を行い療養室を設置した場合は、<br>② 転換の際に、改装を行い療養室を設置した場合は、<br>また、機能訓練室、車室及びトイレについても、平成30年3月31日までに転換を行った場合は、療養室と同様の考え方でより経過措置を認めるものである。<br>※ 療養病床転換支援(施設基準に係る経過措置等)等関係Q&A(平成19年5月31日)の問1は削除する。 | 24330 事務連絡 「介護保険最新情報vol.1967」 「令和9年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.6)(平成24年3月16日)」の送付について   | 213  |

# 介護サービス関係 Q&A集

| 担当課   | サービス種別          |                  | 項目                     | 質問                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 文書名                                                                                       | 問番号 |
|-------|-----------------|------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       | 平成31年2月5日 Q&A以前 | 平成31年3月15日 Q&A以降 |                        |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                           |     |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 転換に係る経過措置について          | 療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置(基準省令附則第13条)から附則第19条までについては、介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費が算定できなくなった場合には、適用除外となるのか。                                        | 介護療養型老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置(基準省令附則第13条)から附則第19条までについては、介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費が算定できなくなった場合には、適用除外となる。上記の基準を満たしている場合には、引き続き、施設及び設備に関する基準に係る経過措置は適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 介護保険最新情報vol.027<br>「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(Vol.1)<br>(平成24年3月16日)の送付について                    | 214 |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 転換に係る経過措置について          | 療養病床等から転換した介護老人保健施設において、個人から法人へと開設者を変更した場合、転換後の介護老人保健施設に係る療養費の面積等の経過措置は、引き続き適用されるのか。                                                                             | 療養病床等から転換した介護老人保健施設等は、転換に開設者が変更となった場合であっても、重物の運搬工事を行うまでの間適用される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 24.3.16<br>介護保険最新情報vol.027<br>「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(Vol.1)<br>(平成24年3月16日)の送付について         | 215 |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 経過型介護療養型医療施設           | 平成24年4月1日以降、経過型介護療養型医療施設へ転換することはできるのか。                                                                                                                           | 平成24年4月1日以降は経過型介護療養型医療施設に転換することはできない。<br>※ 平成18年Q&A(経過型介護療養型医療施設関係)(平成18年6月30日)は削除する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 24.3.16<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.267<br>「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(Vol.1)<br>(平成24年3月16日)の送付について | 221 |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 介護療養型医療施設の指定           | 平成24年度以降の介護療養型医療施設の新規指定は認められないこととされたが、個人経営の介護療養型医療施設の開設者が死亡した場合はどのように取り扱うのか。                                                                                     | 個人経営の介護療養型医療施設が法人化する場合は個人経営の介護療養型医療施設が開設者が死亡した場合など、変更を行う場合は、従前の介護療養型医療施設の運営に変更がない場合に限り、新規指定の取扱いとせず、変更の届出として取り扱うことができる。<br>また、その際には、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への早期の転換に資するよう、計画的な転換を促すこととする。<br>なお、法人の吸収合併の場合等法人形態が変更となる場合は、新規指定の取扱いとなり、平成24年度以降は認められない。                                                                                                                                                                                               | 24.3.16<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.267<br>「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(Vol.1)<br>(平成24年3月16日)の送付について | 222 |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 他科受診時の費用               | 他科受診時の費用について<br>①入院する場合<br>②入院を要しない場合<br>③入院を要しないが、専門的検査・治療を要する場合<br>④他科受診を要する場合<br>⑤他科受診を要しない場合                                                                 | 他科受診時の費用は、当該入院の原因となった病状以外の病状に罹患し、かつ、眼科等の専門的な診療が必要となった場合であって、当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療料を算定しない場合に限る。<br>①入院患者が、他の医療機関を外受診した場合には限り算定する。入院した場合は含まない。<br>②介護療養型医療施設の入院患者に対し、他科診療を行った場合は併付科目より医療費から行われるものであり、介護療養型医療施設において他所定の施設サービス費を算定する。<br>③介護療養型医療施設に当該診療に係る診療料があるにも関わらず、併付科目より医療費を算定し、治療に必要な場合の取扱いについては、個々の事例に応じて判断されたい。<br>④継続して他医療機関において人工腎臓透析の処置が必要となる場合は転院もしくは対診の原則に従うこととなる。<br>⑤他医療機関の医師が介護療養型医療施設に赴き診療を行った場合は、介護療養型医療施設においては所定の施設サービス費を算定する。 | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A                                          | 4   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 介護療養型医療施設の作成を要する患者について | 介護療養型医療施設の作成を要する患者について                                                                                                                                           | 介護療養型医療施設は、障害老人の日常生活の自立度(要する程度)ランクB以上に該当する入院患者に対して作成する。障害老人の日常生活の自立度(要する程度)ランクJ1～A2の患者に対しては当該計画書の作成は要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A                                          | 4   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 介護療養型医療施設の作成           | 介護療養型医療施設の作成について                                                                                                                                                 | 介護療養型医療施設は、障害老人の日常生活の自立度(要する程度)ランクB以上に該当する入院患者に対して作成する。障害老人の日常生活の自立度(要する程度)ランクJ1～A2の患者に対しては当該計画書の作成は要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A                                          | 5   |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 重度療養管理                 | 重度療養管理<br>重度療養管理の算定対象となる状態のうち「認知又は言語の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表五(甲)に掲げる身体障害者障害等級の4級以上に相当し、かつ、ストーマの処置を要している状態」について身体障害者手帳の交付を要するが、ストーマの処置を要している状態については、患者から実費を徴収できるか。 | 原則として当該療養以上の身体障害者手帳の交付を要していることをもって判断することとする。重度療養管理の算定対象となる状態のうち「認知又は言語の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表五(甲)に掲げる身体障害者障害等級の4級以上に相当し、かつ、ストーマの処置を要している状態」については、患者から実費を徴収される場合もあるが、市町村への相談に留意を要する。適切に対処されることとなる。                                                                                                                                                                                                                                              | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A                                          | 11  |
| 老人保健課 | 26 介護療養型医療施設    | 5 その他            | 重度療養管理                 | 重度療養管理<br>重度療養管理の算定対象となる状態のうち「認知又は言語の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表五(甲)に掲げる身体障害者障害等級の4級以上に相当し、かつ、ストーマの処置を要している状態」について、患者から実費を徴収できるか。                                     | 重度療養管理に係る特定診療費(ストーマ用器具に費用を含まず)その他利用料として、患者から実費を徴収し、なお、患者から施設で支給される場合があるため、市町村への相談に留意を要する。適切に対処されることとなる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 15.5.30<br>事務連絡<br>介護保険最新情報vol.151<br>介護報酬に係るQ&A                                          | 12  |

# 介護サービス関係 Q&A集

| 担当課   | 連番   | サービス種別             |                     | 基準種別  | 項目                            | 質問                                 | 回答                                                                                                                                           | QA発出時期、文書番号等                                                           |     |
|-------|------|--------------------|---------------------|-------|-------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|
|       |      | 平成31年2月5日<br>Q&A以前 | 平成31年3月15日<br>Q&A以降 |       |                               |                                    |                                                                                                                                              | 文書名                                                                    | 問番号 |
| 老人保健課 | 2044 | 20 介護療養型医療施設       |                     | 5 その他 | 療養型強化型の基本施設<br>サービス費に係る要件について | ターミナルケアに係る計画の精査及び内容などのようなものが望ましいか。 | ターミナルケアに係る計画の様式及び内容については、再考及びその実施等の意向を十分に反映できるよう、各施設で工夫することが望ましい。なお、当該計画は診療録や施設サービス計画に添削して掲載しても差し支えない。ただし、記載がターミナルケアに係る計画であることが明確になるようにすること。 | 27428<br>事務連絡<br>「平成27年度介護報酬改定における介護療養型医療施設に関するQ&A（平成27年4月28日）」の送付について | 5   |

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)長  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省老健局老人保健課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長  
(公 印 省 略)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第88号)等が告示され、令和4年4月1日から適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号)の一部を下記のように改め、令和4年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

別添

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

(1) 介護保険適用病棟に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等により密度の高い医療行為が必要となった場合については、当該患者を医療保険適用病棟に転床させて療養を行うことが原則であるが、患者の状態、当該病院又は診療所の病床の空き状況等により、患者を転床させず、当該介護保険適用病棟において緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、このような場合については、当該病棟において療養の給付又は医療が行われることは可能であり、この場合の当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うものであること。

(2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わないものであること。

2 第2号関係について

(1) 療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する療養病棟等に係る病棟をいう。以下同じ。)に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介護保険適用の指定を受けることにより要介護被保険者以外の患者等に対する対応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、あらかじめ病室(当該病院にあつては、患者の性別ごとに各1つの合計2つの病室(各病室の病床数が4を超える場合については4病床を上限とする。))を定め、当該病室について地方厚生(支)局長に届け出た場合は、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとする。

(2) 当該届出については、別紙様式1から8までに従い、医療保険からの給付を行う場合の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用病床における療養型介護療養施設サービス費又は診療所型介護療養施設サービス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料を届け出るものであること。

3 第3号関係について

介護保険適用病棟に入院している患者に対し歯科療養を行った場合についての当該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項について

1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できる場合

(1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院又は診療所であること。

(2) 病院であって、当該病院の療養病床（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けることについて地方厚生（支）局長に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、介護保険から行うものとする。

(3) 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病床の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項の療養の給付をいう。）を行おうとすることについて地方厚生（支）局長に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとする。

## 2 施設基準関係

(1) 1 保険医療機関における介護保険適用の療養病床（以下「介護療養病床」という。）と医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）で別の看護師等の配置基準を採用できること。

(2) 1 病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合については、各保険適用の病棟ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療療養病床の場合は療養病棟入院料1又は2、介護療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費）を採用するものとする。このため、1病棟内における医療療養病床と介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得るものであること。ただし、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を採用することもできるものであること。なお、医療療養病床に係る届出については、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）に基づき、療養病棟入院料1若しくは2又は有床診療所療養病床入院基本料を届け出ることであること。

(3) 夜間勤務等の体制については、病棟ごとに届出を行うことが可能であるが、1病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分ける場合には、各保険適用の病棟ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用するものとする。

## 3 入院期間、平均在院日数の考え方について

(1) 介護保険適用病床に入院している患者が、急性増悪等により一般病棟での医療が必要となり、同病棟に転棟した場合は、転棟後30日までの間は、新規入院患者と同様に取り扱うこと。

(2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病棟に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に

取り扱うものであること。

(3) 平均在院日数の考え方については、(1)及び(2)と同様であること。

## 4 介護保険適用病床に入院中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて

(1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。

(2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについても通常の外来に要する費用負担によるものであること。

## 5 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費、特別療養費及び特別診療費の算定における留意事項

(1) 同一施設内の医療保険適用病床から介護保険適用病床へ転床した場合、当該転床した月においては、特定診療費として定められた初期入院診療管理は算定できないものであること。ただし、当該医療保険適用病床と介護保険適用病床における入院期間が通算して6月以内の場合であって、当該介護保険適用病床に転床した患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す必要が生じた場合においては、この限りでない。

(2) 同一施設内の医療保険適用病床から、介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した者又は当該医療機関と一体的に運営されるサテライト型小規模介護療養型老人保健施設に入所した者については、特別療養費又は特別診療費に定める初期入所診療加算は算定できないものであること。ただし、当該施設の入所期間及び当該施設入所前の医療保険適用病床における入所期間が通算して6月以内の場合であって、当該入所した者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、診療計画を見直す必要が生じた場合においては、この限りでない。

(3) 医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した場合、当該転床又は入所した週においては、特別診療費として定められた薬剤管理指導は算定している場合には、特定診療費、特別療養費又は特別診療費として定められた薬剤管理指導は算定できないものであること。また、介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設から医療保険適用病床に入院した場合についても同様であること。

(4) 特定診療費又は特別診療費として定められた理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集団コミュニケーション療法及び精神科作業療法並びに特別療養費として定められた言語聴覚療法及び精神科作業療法を行う施設については、医療保険の疾患別リハビリテーション及び精神科作業療法を行う施設と同一の場合及びこれらと共用する場合も認められるものとする。ただし、共用する場合にあっては、施設基準及び人員配置基準等について、特定診療費、特別療養費又は特別診療費及び医療保険のそれぞれにおいて定められた施設基準の両方を同時に満たす必要があること。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

第4 介護医療院に入所中の患者の医療保険における保険医療機関への受診等について  
1 介護医療院に入所中の患者に対する診療の基本的な考え方は、第2の6の(1)、(2)及び(4)の例によること。

2 介護医療院サービス費を算定する患者に対し専門的な診療が必要となった場合には、保険医療機関において当該診療に係る費用を算定できる。算定できる費用については介護調整告示によるものとし、別紙2を参照のこと。

3 医療療養病床及び介護療養病床が混在する病棟の一部を介護医療院に転換した場合、夜間勤務等の体制については、第2の2の(3)の例によること。

第5 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項

1 同日算定について  
診療報酬点数表の別表第一章第2部(在宅医療)に掲げる療養に係る同日算定に関する考え方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。

2 月の途中で要介護被保険者等となった日から、同一の傷害又は疾病等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることとなるが、この場合において、1月あたりの算定回数に制限がある場合(医療保険における訪問歯科衛生指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合の月4回など)については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付を合算した回数で制限回数を考慮するものであること。

3 訪問診療に関する留意事項について

(1) 指定特定施設(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第174条第1項)、指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項)又は指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第230条第1項)のいずれかに入居する患者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

6 介護療養型医療施設に入院中の患者の医療保険における他保険医療機関への受診について

(1) 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他保険医療機関へ転医又は対診を求めたことを原則とする。

(2) 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該他保険医療機関は当該費用を算定できない。

(3) (2)にかかわらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合(当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。)であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合(当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他保険医療機関(特別の関係にあるものを除く。))において、次に掲げる診療行為を含む診療行為が行われた場合に限る。)は、当該患者について算定する介護療養施設サービス費に含まれる診療が当該他保険医療機関において行われた診療に含まれる場合(当該他保険医療機関において、当該診療に係る費用を算定できる。ただし、短期滞在手術等基本料3、医学管理等、在宅医療、投薬、注射及びびりハピリテーションに係る費用(当該専門的な診療科に特有の薬剤を用いた投薬又は注射に係る費用を除く。))は算定できない。

- ア 初・再診料
- イ 短期滞在手術等基本料1
- ウ 検査
- エ 画像診断
- オ 精神科専門療法
- カ 処置
- キ 手術
- ク 麻酔
- ケ 放射線治療
- コ 病理診断

(4) 他保険医療機関は、(3)のAからCまでに掲げる診療行為を行った場合には、当該患者の入院している介護療養型医療施設から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、診療報酬明細書の摘要欄に、「入院介護療養型医療施設名」、「受診した理由」、「診療科」及び(他)受診日数：○日」と記載すること。

第3 介護調整告示について  
要介護被保険者等である患者(介護医療院に入所中の患者を除く。)に対し算定される診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙1を参照のこと。

基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅がん医療総合診療料は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。
- (3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月については、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について  
介護保険における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6 在宅患者訪問点滴注射管理指導料に関する留意事項について  
小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射には算定できない。

7 精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について  
精神疾患を有する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病である患者(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)については算定できない。

8 訪問看護等に関する留意事項について  
(1) 訪問看護療養費は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合(退院支援指導加算については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護情報提供療養費1については、同一月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)及び入院中(外泊

日を含む。)に退院に向けた指定訪問看護を行う場合には、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護等において緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予防訪問看護加算を算定している月にあつては24時間対応体制加算、介護保険における特別管理加算を算定している月にあつては医療保険の特別管理加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあつては医療保険の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養費(遠隔死亡診断補助加算を含む。)は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導加算は算定できない。

9 訪問リハビリテーションに関する留意事項について

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行う必要がある場合には、6月に1回、14日間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで、併用が可能であること。併用する場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3月以内に、当該支援によって紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとみなさない。

#### 11 重度認知症患者デイ・ケア料等に関する留意事項について

(1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者デイ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者デイ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア料等を行っている期間内においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。

ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の入居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者以外のものに対して行う重度認知症患者デイ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料等を算定できるものであること。

(2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であって日常生活自立度判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないこと。

#### 12 人工腎臓等に関する留意事項について

介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベンタゴル及びHIF- $\alpha$ 阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、HIF- $\alpha$ 阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 1)

| 区分                              | 1. 入院中の患者以外の患者<br>(次の施設に入院又は入所する者を除く。)                                                                                                                                                                            |                                                  | 2. 入院中の患者                                                                                       |                                                                                                 | 3. 入院中の患者                                 |                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
|                                 | 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等<br>短期介護、短期入所療養介護又は介護予<br>防短期入所療養介護を受けるもの等<br>※1<br>その他、小規模多機能<br>型居宅サービスセンター(特住サ<br>ービス)等において介護サ<br>ービスを受けるもの等<br>※2<br>共同生活介護又は<br>介護予防施設(認知症対応型<br>共同生活介護)等<br>施設に付加して型<br>別認定を受けたものを<br>除く。 | 特別施設(指定特定施設、指定地域<br>医療型特定施設及び指定介護予防特<br>殊施設に限る。) | ア.介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟を除く。)<br>イ.短期入所療養介護又は介護予防<br>短期入所療養介護(介護老人保健施<br>設の療養室に限る。)を受けている<br>患者 | ア.介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟に限る。)<br>イ.短期入所療養介護又は介護予<br>防短期入所療養介護(介護老人保健施<br>設の療養室に限る。)を受けている<br>患者 | 併設保険医療機<br>関<br>併設保険医療機<br>関以外の保険医<br>療機関 | 併設保険医療機<br>関<br>併設保険医療機<br>関以外の保険医<br>療機関 |
| 初、再診料                           | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| 入院料等                            | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の10 入院栄養食事指導料               | —                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の24 外来緩和ケア管理料               | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の25 移植後患者指導管理料              | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の26 補完医療液ポンプ搭載注入療法指導<br>管理料 | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の27 腫瘍標的薬予防指導管理料            | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の32 一般不妊治療管理料               | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の33 生殖補助医療管理料               | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001の34 ハ 二次性骨芽細胞管理料3           | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001-2-5 院内トリアージ業務料             | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001-2-6 夜間休日緊急搬送医学管理料          | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001-2-7 外来リハビリテーション診療料         | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001-2-8 外来放射線照射診療料             | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料           | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B004 遠隔時共同指導料1                  | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005 遠隔時共同指導料2                  | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-1-2 介護支援等連携指導料             | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-6 がん治療連携計画策定料              | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-6-2 がん治療連携指導料              | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料          | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-7 認知症専門診断管理料               | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-7-2 認知症療養指導料               | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料          | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-12 こころの連携指導料(Ⅰ)            | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B005-13 こころの連携指導料(Ⅱ)            | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B007 遠隔前訪問指導料                   | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B007-2 遠隔後訪問指導料                 | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |
| B008 薬剤管理指導料                    | ○                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                | ○                                                                                               | ○                                                                                               | ○                                         | ○                                         |

医学

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                                                                               | 1. 入所中の患者以外の患者<br>(次の施設に入所又は入所する者を除き、3の患者を除く。)                                                                                                                                                                                       |                                                | 2. 入所中の患者                                                                                           |                                                                                                     | 3. 入所中の患者                                                                                                                                          |   |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|                                                                                  | 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等<br>A. 短期入所介護、介護予防短期入所<br>生活介護、短期入所介護を受けるもの<br>を除く。 ※1<br>B. 小規模多機能<br>型居宅サービスセンター(若しくは<br>介護予防型居宅サービスセンター)に<br>入所している患者(若しくは<br>共同生活介護又は介護予防型<br>生活介護)を受ける患者<br>C. 介護予防型居宅サービスセンター<br>(認知症対応型共同生活介護)に<br>入所している患者 | 特定施設(指定特定施設、指定地域<br>型特定施設及び指定介護予防特<br>定施設に限る。) | 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟を除く。)<br>A. 介護療養型医療施設又は介護予<br>防短期入所介護又は介護予防防<br>護型介護療養型医療施設(認知症病棟の病<br>棟を除く。) | 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟に限る。)<br>A. 介護療養型医療施設又は介護予<br>防短期入所介護又は介護予防防<br>護型介護療養型医療施設(認知症病棟の病<br>棟を除く。) | 介護老人保健施設<br>A. 短期入所介護又は介護予<br>防短期入所介護を受ける患者<br>B. 地域ケア型介護老人福祉施設又は<br>介護老人保健施設(認知症病棟)に<br>入所している患者<br>C. 介護老人保健施設又は<br>介護老人福祉施設(認知症病棟)に<br>入所している患者 |   |
| B008-2 薬剤総合評価調整管理料                                                               | ○                                                                                                                                                                                                                                    | ○                                              | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B009 診療情報提供料(Ⅰ)                                                                  | ○                                                                                                                                                                                                                                    | ○                                              | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注1                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注2                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注3                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注4                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注5及び注6                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注8加算及び注9加算                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注10加算(認知症専門医療機関紹介加算)                                                             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注11加算(認知症専門医療機関連携加算)                                                             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注12加算(認知症専門医療機関連携加算)                                                             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注13加算(認知症専門医療機関連携加算)                                                             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注14加算(認知症専門医療機関連携加算1)                                                            |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注15加算(認知症専門医療機関連携加算2)                                                            |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注16加算(地域連携診療計画加算)                                                                |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注17加算(就業情報提供加算)                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 注18加算(検査・画像情報提供加算)                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B009-2 電子診療情報提供料                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B010 診療情報提供料(Ⅱ)                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B010-2 診療情報連携共有料                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B011 連携強化診療情報提供料                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B011-5 がんがムプログラム開発<br>費                                                          |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B014 遠隔時業務情報管理指導料                                                                |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| B015 精神科遠隔時共同指導料                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| 上記以外                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| C000 住診料                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |
| C001 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)<br>(同一建物において同一日に2名以上医療保険から<br>検付される訪問診療を行うか否かにより該当する区<br>分を算定) | ○ ※10                                                                                                                                                                                                                                | ○                                              | ○                                                                                                   | ○                                                                                                   | ○                                                                                                                                                  | ○ |

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                                                                                                           | 1. 入院中の患者以外の患者<br>(次の施設に入院又は入所する者を除く。)                                                                                                                               |                                                       | 2. 入院中の患者                                                                                                        |                                                                                   | 3. 入院中の患者                                               |                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                              | 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等<br>A. 短期入所介護、介護予防短期入所<br>生活介護、短期入所療養介護又は介護予<br>防短期入所療養介護を受けているものを<br>除く。 ※1<br>B. 小規模多機能<br>型居宅介護支援<br>事業所(特設サ<br>ービス)を受け<br>ている者(特設サ<br>ービスに限る。) | 特設施設(指定特定施設、指定地域<br>型特別型特定施設及び指定介護予防<br>型特別型特定施設に限る。) | A. 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟を除く。)<br>B. 短期入所療養介護又は介護予防<br>短期入所療養介護(認知症病棟の病<br>棟を除く。)<br>C. 介護療養型医療施設(認知症病棟<br>を除く。) | A. 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟に限る。)<br>B. 短期入所療養介護又は介護予防<br>短期入所療養介護(認知症病棟の病<br>棟を除く。) | A. 介護老人保健施設<br>又は介護予防<br>短期入所療養介護(介護老人保健施<br>設の療養室に限る。) | A. 地域密着型介護老人福祉施設又は<br>介護老人保健施設<br>介護予防短期入所療養介護又は介護予防<br>短期入所生活介護を受けている患者 |
| C001-2 在宅患者訪問診療料(D)                                                                                          | ○ ※10                                                                                                                                                                | ○                                                     | ○                                                                                                                | ×                                                                                 | ×                                                       | ×                                                                        |
| C002 在宅時医学総合管理料                                                                                              | ○ ※10                                                                                                                                                                | —                                                     | ×                                                                                                                | ×                                                                                 | ×                                                       | —                                                                        |
| C002-2 施設入居時看護医学総合管理料                                                                                        | ○ ※10<br>(定員110名以下の<br>介護老人ホーム、<br>介護老人ホーム<br>A型、特別介護老<br>人ホーム及びサ<br>ービス付き高齢者<br>向け住宅の入居者<br>に限る。)                                                                   | ○                                                     | ×                                                                                                                | ×                                                                                 | ×                                                       | —                                                                        |
| C003 在宅がん医療総合診療料                                                                                             | ○ ※10                                                                                                                                                                | ○                                                     | ×                                                                                                                | ×                                                                                 | ×                                                       | —                                                                        |
| C004 救急搬送診療料                                                                                                 | ○ ※2                                                                                                                                                                 | ○                                                     | ×                                                                                                                | ×                                                                                 | ×                                                       | ○                                                                        |
| C005 在宅患者訪問看護・指導料<br>C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導<br>料(同一建物において同一日に2人以上医療保険から<br>給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区<br>分を算定) | ○ ※2<br>※2及び※11<br>(同一月において、<br>同一建物居住者<br>が同一建物居住者<br>としていない場合<br>に限る。)                                                                                             | ○ ※2                                                  | ○ ※2                                                                                                             | ×                                                                                 | ×                                                       | ○ ※12<br>(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)                                                |
| 在宅医療                                                                                                         | ○ ※2<br>※2及び※11<br>(同一月において、<br>同一建物居住者<br>が同一建物居住者<br>としていない場合<br>に限る。)                                                                                             | ○ ※2                                                  | ○ ※2                                                                                                             | ×                                                                                 | ×                                                       | ○ ※12<br>(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)                                                |
| 在宅移行管理加算                                                                                                     | ○ ※2                                                                                                                                                                 | ○ ※2                                                  | ○ ※2                                                                                                             | ×                                                                                 | ×                                                       | ○ ※12<br>(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)                                                |
| 看護・介護職員連携強化加算                                                                                                | ○                                                                                                                                                                    | ×                                                     | ×                                                                                                                | ×                                                                                 | ×                                                       | —                                                                        |
| その他の加算                                                                                                       | ○ ※2                                                                                                                                                                 | ○ ※2                                                  | ○ ※2                                                                                                             | ×                                                                                 | ×                                                       | ○ ※12<br>(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)                                                |
| C005-2 在宅患者訪問看護管理指導料                                                                                         | ○ ※2                                                                                                                                                                 | ○ ※2                                                  | ○ ※2                                                                                                             | ×                                                                                 | ×                                                       | ○ ※12<br>(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)                                                |

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                                                                                                                      | 1. 入所中の患者以外の患者<br>(次の施設に入所又は入所する者を除き、3の患者を除く。)                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                       | 2. 入所中の患者                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                       | 3. 入所中の患者                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                         | 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等<br>A. 短期入所介護、介護予防短期入所<br>介護介護、短期入所介護を受けるもの<br>を除く。 ※1<br>B. 小規模多機能<br>型居宅サービスセンター(若しくは<br>介護サービスセンター)を利用する<br>患者(認知症予防型<br>介護サービスセンター<br>等)を除く。 ※2<br>C. 在宅療養支援診療所<br>等を利用する患者(認知症予防型<br>介護サービスセンター<br>等)を除く。 ※2<br>D. 在宅療養支援診療所<br>等を利用する患者(認知症予防型<br>介護サービスセンター<br>等)を除く。 ※2 | 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病室を除く。)<br>A. 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病室を除く。)<br>B. 短期入所介護又は介護予防<br>施設(認知症病棟を除く。)<br>C. 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病室を除く。)<br>D. 介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病室を除く。) |
| C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導料                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C007 訪問看護指示料                                                                                                            | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C007-2 介護職員等特定指導料                                                                                                       | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C008 在宅療養支援診療所等利用指導料<br>(当該患者が居住する療養施設に居住する者のうち当<br>該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等<br>により算定する区分を算定)                            | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C009 在宅療養支援診療所等指導料<br>(当該患者が居住する療養施設に居住する者のうち当<br>該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等<br>により算定する区分を算定)                              | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C010 在宅療養指導料                                                                                                            | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料                                                                                                   | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C012 在宅患者共同診療料の1                                                                                                        | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C012 在宅患者共同診療料の2<br>C012 在宅患者共同診療料の3<br>C012 在宅患者共同診療料の4<br>(同一建物において同一日に2名以上医療保険から<br>給付される訪問診療を行うか否かにより該当する区<br>分を算定) | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C013 在宅患者訪問看護指導料                                                                                                        | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| C014 外来在宅共同指導料                                                                                                          | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 第2節第1款に掲げる在宅療養指導管理料                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理料加算                                                                                                   | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 検査                                                                                                                      | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 画像診断                                                                                                                    | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 投薬                                                                                                                      | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 注射                                                                                                                      | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| リハビリテーション                                                                                                               | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 1002 通院・在宅精神療法<br>(1 通院精神療法に限る。)                                                                                        | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |
| 1002 通院・在宅精神療法<br>(2 在宅精神療法に限る。)                                                                                        | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                                                     |

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                                                                                                  | 1. 入院中の患者<br>(次の施設に入院又は入所する者を指し、3の患者を除く。)                                                                                        |                                                                                                                                               | 2. 入院中の患者                                                              |                                                                         | 3. 入院中の患者                                           |                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                     | 自室、社会福祉施設、身体障害者施設等<br>生活介護、短期入所介護又は介護予<br>防型短期入所介護を受けているものを<br>指す。ただし、<br>※1<br>このうち、小規模多機能<br>型居宅介護支援センター(特設サ<br>ービスに属する。)を除く。) | 特設施設(指定特定施設、指定地域<br>型特定特定施設及び指定介護予防防<br>止施設に属する。)<br>のうち、外部サービスを利用<br>していない介護予防型<br>生活介護又は外部サ<br>ービスを利用している<br>介護予防型生活介護<br>を受けている患者を<br>指す。) | ア.介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟を除く。)<br>イ.短期入所介護又は介護予<br>防型短期入所介護を受けている<br>患者 | ア.介護療養型医療施設(認知症病<br>棟の病棟に属する。)<br>イ.短期入所介護又は介護予<br>防型短期入所介護を受けている<br>患者 | ア.介護老人保健施設<br>イ.短期入所介護又は介護予<br>防型短期入所介護を受けている<br>患者 | ア.地域密着型介護老人福祉施設又は<br>介護老人保健施設<br>イ.短期入所介護又は介護予<br>防型短期入所介護を受けている患者 |
| 1003-2 認知療法・認知行動療法                                                                                  | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1005 入院集団精神療法                                                                                       | —                                                                                                                                | —                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1007 精神科作業療法                                                                                        | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1008 入院生活技能訓練療法                                                                                     | —                                                                                                                                | —                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1008-2 精神シート・ケア                                                                                     | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 注5                                                                                                  |                                                                                                                                  |                                                                                                                                               |                                                                        |                                                                         |                                                     |                                                                    |
| 1009 精神科デイ・ケア                                                                                       | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 注6                                                                                                  |                                                                                                                                  |                                                                                                                                               |                                                                        |                                                                         |                                                     |                                                                    |
| 1010 精神科ナイト・ケア<br>1010-2 精神科ナイト・ケア                                                                  | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1011 精神科遠隔指導料<br>1011-2 精神科遠隔訪問指導料                                                                  | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1012 精神科訪問看護・指導料(1)及び(Ⅱ)<br>(同一患者に於いて同一日に5件以上の医療保険から<br>給付を受けることができない。)(看護・介護職員増強強化加算以外の加<br>算を含む。) | ○<br>※9                                                                                                                          | ○<br>※9及び※13                                                                                                                                  | ○<br>※9                                                                | ○                                                                       | ○                                                   | ○<br>ア.○<br>イ.○ ※13<br>(認知症患者を除く。)                                 |
| 看護・介護職員増強強化加算                                                                                       | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1012-2 精神科訪問看護指示料                                                                                   | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1015 重症認知症患者デイ・ケア料                                                                                  | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 1016 精神科在宅患者支援管理料                                                                                   | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 上記以外                                                                                                | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |
| 処置                                                                                                  | ○                                                                                                                                | ○                                                                                                                                             | ○                                                                      | ○                                                                       | ○                                                   | ○                                                                  |





「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                                                                                                  | 1. 入院中の患者以外の患者<br>(次の施設に入院又は入所する者を除く。)                                                                                          |                                                                                                                             | 2. 入院中の患者                                                                                                                   |                                                                                                                             | 3. 入院中の患者                                                                                                                   |                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                     | 1. 入院中の患者以外の患者<br>(次の施設に入院又は入所する者を除く。)                                                                                          | 2. 入院中の患者                                                                                                                   | 3. 入院中の患者                                                                                                                   | 4. 入院中の患者                                                                                                                   | 5. 入院中の患者                                                                                                                   | 6. 入院中の患者                                                                                                                   |
| 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等<br>A. 短期入所介護、介護予防施設、指定地域<br>生活介護、短期入所療養介護又は介護予<br>防施設に入院又は入所しているものを<br>除く。<br>※1 | 特別管理施設、指定地域<br>生活介護、指定地域療養介護及び指定介護予防<br>施設に入院又は入所している患者<br>(認知症対応型共同生活介護又は介護予防施設<br>を除く。)                                       | 介護療養型医療施設(認知症病<br>種の病状を除く。)<br>A. 介護療養型医療施設(認知症病<br>種の病状を除く。)<br>B. 短期入所療養介護又は介護予防<br>施設に入院又は入所している患者<br>(認知症対応型共同生活介護を除く。) |
| 特別管理加算                                                                                              | ※2又は精神科助<br>働療養基本療養費<br>(同一月において、<br>介護保険の特別管理<br>理加算を算定してい<br>ない場合に限る。)                                                        | ※2又は精神科助働療養基本療養費を算定できる者<br>(同一月において、介護保険の特別管理加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                                          | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | 7. 〇 ※16<br>イ. 〇 ※16及び※17                                                                                                   |
| 退院時共同指導加算                                                                                           | —                                                                                                                               | —                                                                                                                           | 〇 ※2又は精神科<br>助働療養基本療<br>養費を算定できる<br>者                                                                                       | 〇 ※2又は精神科<br>助働療養基本療<br>養費を算定できる<br>者                                                                                       | 〇 ※2又は精神科<br>助働療養基本療<br>養費を算定できる<br>者                                                                                       | 7. 〇 ※2又は精神科助働療養基本療養費<br>を算定できる者<br>イ. x                                                                                    |
| 退院支援指導加算                                                                                            | 〇 ※17<br>(末期の悪性腫瘍等<br>の患者である場合又<br>は、特定の慢性疾患<br>の患者である場合)<br>※2又は精神科助働療養基本療養費を算定できる者<br>(同一月において、介護保険の特別管理加算を算定して<br>いない場合に限る。) | 〇 ※2又は精神科助働療養基本療養費を算定できる者<br>(同一月において、介護保険の特別管理加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                                        | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           |
| 在宅患者連携指導加算                                                                                          | —                                                                                                                               | x                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | x                                                                                                                           |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算                                                                                   | 〇 ※2又は精神科助<br>働療養基本療養費<br>を算定できる者<br>(同一月において、<br>介護保険の特別管理<br>加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                            | 〇 ※2又は精神科助働療養基本療養費を算定できる者<br>(同一月において、介護保険の特別管理加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                                        | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | 7. 〇 ※16<br>イ. 〇 ※16及び※17                                                                                                   |
| 看護・介護職員連携強化加算                                                                                       | 〇 ※2又は精神科助<br>働療養基本療養費<br>を算定できる者<br>(同一月において、<br>介護保険の特別管理<br>加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                            | x                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | x                                                                                                                           |
| 専門管理加算                                                                                              | 〇 ※2又は精神科助<br>働療養基本療養費<br>を算定できる者<br>(同一月において、<br>介護保険の特別管理<br>加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                            | 〇 ※2又は精神科助働療養基本療養費を算定できる者<br>(同一月において、介護保険の特別管理加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                                        | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | 7. 〇 ※16<br>イ. 〇 ※16及び※17                                                                                                   |
| 03 訪問看護情報提供療養費1                                                                                     | 〇 ※2又は精神科助<br>働療養基本療養費<br>を算定できる者<br>(同一月において、<br>介護保険の特別管理<br>加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                            | 〇 ※2又は精神科助働療養基本療養費を算定できる者<br>(同一月において、介護保険の特別管理加算を算定して<br>いない場合に限る。)                                                        | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | x                                                                                                                           |
| 03-2 訪問看護情報提供療養費2                                                                                   | —                                                                                                                               | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           | —                                                                                                                           |





「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

| 区分                      | ア. 介護医療院に入所中の患者<br>イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 |                                       |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
|                         | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合                              | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合 |
|                         | 併設保険医療機関                                                            | 併設保険医療機関以外の保険医療機関                     |
| 初・再診料                   | ×                                                                   | ○                                     |
| 入院料等                    | ×                                                                   | ○<br>(A400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)         |
| B001の1 ウイルス疾患指導料        |                                                                     | ○                                     |
| B001の2 特定薬剤治療管理料        |                                                                     | ○                                     |
| B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料    |                                                                     | ○                                     |
| B001の6 てんかん指導料          |                                                                     | ○                                     |
| B001の7 難病外来指導管理料        |                                                                     | ○                                     |
| B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料     |                                                                     | ○                                     |
| B001の9 外来栄養食事指導料        |                                                                     | ○<br>※1                               |
| B001の11 集団栄養食事指導料       |                                                                     | ○<br>※1                               |
| B001の12 心臓ペースメーカー指導管理料  |                                                                     | ○                                     |
| B001の14 高度難聴指導管理料       |                                                                     | ○                                     |
| B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料 |                                                                     | ○                                     |
| B001の16 喘息治療管理料         |                                                                     | ○                                     |
| B001の20 糖尿病合併症管理料       | ×                                                                   | ○                                     |
| B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料    |                                                                     | ○                                     |
| B001の23 がん患者指導管理料       |                                                                     | ○                                     |
| B001の24 外来緩和ケア管理料       |                                                                     | ○                                     |
| B001の25 移植後患者指導管理料      |                                                                     | ○                                     |

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分        | ア. 介護医療院に入所中の患者<br>イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 |                   | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合 |                      | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合 |                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|-------------------|
|           | 併設保険医療機関                                                            | 併設保険医療機関以外の保険医療機関 | 併設保険医療機関                               | 併設保険医療機関以外の保険医療機関    | 併設保険医療機関                              | 併設保険医療機関以外の保険医療機関 |
| B001の26   | 補込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料                                                 |                   |                                        |                      | ○                                     |                   |
| B001の27   | 補尿透析予防指導管理料                                                         | ×                 |                                        |                      |                                       | ○                 |
| B001の32   | 一般不妊治療管理料                                                           |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B001の33   | 生殖補助医療管理料                                                           |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B001の34   | ハ 二次性骨折予防継続管理料3                                                     |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B001の35   | アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料                                                   |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B001の36   | 下肢創傷処置管理料                                                           | ×                 |                                        |                      |                                       | ○                 |
| B001-2-4  | 地域連携夜間・休日診療料                                                        | ×                 | ○                                      |                      | ×                                     | ○                 |
| B001-2-5  | 院内トリアージ実施料                                                          | ×                 | ○                                      |                      | ×                                     | ○                 |
| B001-2-6  | 夜間休日救急搬送医学管理料                                                       | ×                 | ○                                      |                      | ×                                     | ○                 |
| B001-2-8  | 外来放射線照射診療料                                                          |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B001-2-12 | 外来腫瘍化学療法診療料                                                         |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B001-3    | 生活習慣病管理料                                                            |                   |                                        | ○<br>(注3に規定する加算に限る。) |                                       |                   |
| B001-3-2  | ニコチン依存症管理料                                                          | ×                 |                                        |                      |                                       | ○                 |
| B001-7    | リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）                                               |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B005-6    | がん治療連携画策定料                                                          |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B005-6-2  | がん治療連携指導料                                                           |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B005-6-3  | がん治療連携管理料                                                           |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B005-7    | 認知症専門診断管理料                                                          |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |
| B005-8    | 肝炎インターフェロン治療計画料                                                     |                   |                                        | ○                    |                                       |                   |

医学管理等

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                          | ア. 介護医療院に入所中の患者<br>イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 |                   |          |                   |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------|----------|-------------------|
|                             | 併設保険医療機関                                                            | 併設保険医療機関以外の保険医療機関 | 併設保険医療機関 | 併設保険医療機関以外の保険医療機関 |
|                             | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合                              |                   |          |                   |
|                             | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合                               |                   |          |                   |
| B009 診療情報提供料（I）             |                                                                     |                   |          |                   |
| 注1                          |                                                                     |                   |          |                   |
| 注6                          |                                                                     |                   |          |                   |
| 注8加算<br>（認知症専門医療機関紹介加算）     |                                                                     |                   |          |                   |
| 注10加算<br>（認知症専門医療機関連携加算）    |                                                                     |                   |          |                   |
| 注11加算<br>（精神科医連携加算）         |                                                                     |                   |          |                   |
| 注12加算<br>（肝臓インターフェロン治療連携加算） |                                                                     |                   |          |                   |
| 注13加算<br>（癌科医療機関連携加算1）      |                                                                     |                   |          |                   |
| 注14加算<br>（癌科医療機関連携加算2）      |                                                                     |                   |          |                   |
| 注15加算<br>（癌科医療機関連携加算2）      |                                                                     |                   |          |                   |
| 注18加算<br>（検査・画像情報提供加算）      |                                                                     |                   |          |                   |
| B009-2 電子的診療情報評価料           | x                                                                   |                   |          |                   |
| B010-2 診療情報連携共有料            | x                                                                   |                   |          |                   |
| B011 連携強化診療情報提供料            |                                                                     |                   |          |                   |
| B011-3 薬剤情報提供料              |                                                                     |                   |          |                   |
| B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料   |                                                                     |                   |          |                   |
| B012 傷病手当金意見書交付料            |                                                                     |                   |          |                   |
| 上記以外                        |                                                                     |                   |          |                   |
| C000 往診料                    | x                                                                   |                   |          |                   |
| C014 外来在宅共同指導料              |                                                                     |                   |          |                   |
| 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算      |                                                                     |                   |          |                   |
| 上記以外                        |                                                                     |                   |          |                   |
| 検査                          |                                                                     |                   |          |                   |
| 画像診断                        |                                                                     |                   |          |                   |
| 投薬                          |                                                                     |                   |          |                   |

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                           | ア. 介護医療院に入所中の患者<br>イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 |                       | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）<br>を算定しない日の場合 |                       | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）<br>を算定した日の場合 |                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|
|                              | 併設保険医療機関                                                            | 併設保険医療機関以外の保険<br>医療機関 | 併設保険医療機関                                   | 併設保険医療機関以外の保険<br>医療機関 | 併設保険医療機関                                  | 併設保険医療機関以外の保険<br>医療機関           |
| 注射                           | ○ ※3                                                                |                       | ○                                          |                       | ○<br>(専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)              |                                 |
| リハビリテーション                    | ○<br>(H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。)                             |                       |                                            |                       |                                           |                                 |
| I000 精神科電気痙攣療法               | x                                                                   |                       |                                            |                       |                                           | ○                               |
| I000-2 経頭蓋磁気刺激療法             | x                                                                   |                       |                                            |                       |                                           | ○                               |
| I002 通院・在宅精神療法               | x                                                                   |                       |                                            |                       |                                           | ○                               |
| I003-2 認知療法・認知行動療法           | x                                                                   |                       |                                            |                       |                                           | ○                               |
| I006 通院集団精神療法                | x                                                                   |                       |                                            | x                     |                                           | ○<br>(同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。) |
| I007 精神科作業療法                 | x                                                                   |                       |                                            | x                     |                                           | ○                               |
| I008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。） | x                                                                   |                       |                                            | x                     |                                           | ○                               |
| I009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）     | x                                                                   |                       |                                            | x                     |                                           | ○                               |
| I015 重度認知症患者デイ・ケア料           | x                                                                   |                       |                                            | x                     |                                           | ○                               |
| 上記以外                         |                                                                     |                       |                                            | x                     |                                           |                                 |
| 処置                           | ○ ※4                                                                |                       |                                            |                       | ○                                         |                                 |
| 手術                           |                                                                     |                       |                                            |                       | ○                                         |                                 |
| 麻酔                           |                                                                     |                       |                                            |                       | ○                                         |                                 |
| 放射線治療                        |                                                                     |                       |                                            |                       | ○                                         |                                 |
| 病理診断                         |                                                                     |                       |                                            |                       | ○                                         |                                 |
| B008-2 薬剤総合評価調整管理料           |                                                                     |                       |                                            |                       | x                                         |                                 |
| B014 退院時共同指導料1               |                                                                     |                       |                                            |                       | x                                         |                                 |

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

| 区分                    | ア. 介護医療院に入所中の患者<br>イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
|                       | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合                              | 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合 |
|                       | 併設保険医療機関<br>医療機関                                                    | 併設保険医療機関以外の保険<br>医療機関                 |
| C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料    |                                                                     | 併設保険医療機関<br>医療機関                      |
| C007 在宅患者連携指導料        |                                                                     | 併設保険医療機関<br>医療機関                      |
| C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料 |                                                                     | 併設保険医療機関<br>医療機関                      |
| 上記以外                  |                                                                     |                                       |
| 別表第三                  |                                                                     |                                       |
| 訪問看護療養費               |                                                                     |                                       |
| 退院時共同指導加算             |                                                                     |                                       |

※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。  
 ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物のための医服用医薬品）  
 ・疼痛コントロール剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。  
 ・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・エポエチンベータベータ（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・HIF-1阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）  
 ・疼痛コントロール剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに限る。）  
 ・インテグラーゼ阻害剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）  
 ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）  
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体遊離性複合体

※4 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、陰洗浄、眼処置、耳処置、耳鼻処置、咽喉処置、咽喉腫痛下嚥頭処置、ネブライザ、超音波ネブライザ、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。

※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

## 介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について  
令和3年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）  
厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html)

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）  
介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/qa/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/)

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧  
介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発 0325 第2号」で検索すると閲覧できます。